



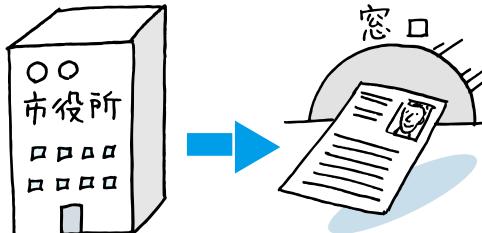
来日してからの

まず、住むところを
決めます。

そして

- 90日以上日本に滞在する方なら
- 1年以上日本に滞在する方なら
- 日本で働く方なら
- 日本語がよくわからない方なら
- 日本で車を運転したい方なら

1 90日以内に外国人登録※を！



居住地の市区町村の役所に行って外国人登録をします。
注 90日以内に出国する必要はありません。



※ 2011年12月1日現在

詳しくはP15

外国人登録証明書をもらいます。
あなたの日本での身分証明書となる大切なカードです。常に携帯しましょう。

4 日本語を覚えたい!!



日本語教育・講座に申込ましょう。

市区町村の役所や国際交流協会では

無料の講座などもあります。

詳しくはP36

5 日本で車を運転したい!!



日本で運転できる免許証

ジュネーブ条約に基づく
国際運転免許証

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、
台湾、イタリアの外国運転免許証

日本の運転免許証
運転免許証への切替が可能

公的手続の流れ※

※新しい在留管理制度および外国人住民の
住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する
項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スター
ト予定)

- 1 外国人登録はお済みですか？
- 2 病気やケガに備えて公的医療保険に加入していますか？
- 3 現在持っている在留資格で就労活動は認められていますか？
- 4 日本語を学ぶための教室をご存じですか？
- 5 日本で車を運転できる運転免許証をお持ちですか？

たとえば…日本で働きたい33歳の場合



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5

たとえば…日本の大学に通う20歳学生の場合

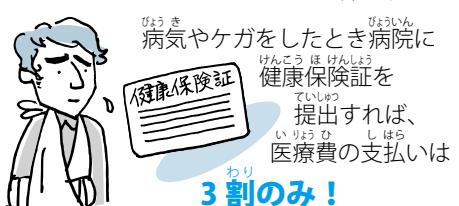


2 病気やケガなどに備えて!

公的医療保険の加入申請をします。

- 就職活動中ならば、**国民健康保険の加入申請**
- 就職したら、**健康保険の加入申請**

詳しくはP26



3割のみ！

3 働きたい！

就労資格証明書の交付申請をします。



詳しくはP21

持っている在留資格以外の
活動で収入を得るならば
資格外活動許可の申請

をします。

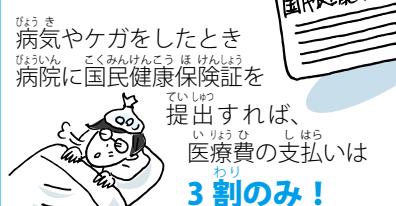


詳しくはP21

2 病気やケガなどに備えて！

公的医療保険：国民健康保険の加入申請をします。

詳しくはP28

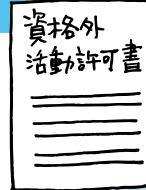


3割のみ！

3 働きたい！

アルバイトをしたいときは
資格外活動許可の申請をします。

詳しくはP21



ナルホド

	2
I 在留資格	6
日本に入境したら	6
1 在留資格の確認	8
(1) 就労が可能な在留資格（16種類）	8
(2) 就労ができない在留資格（6種類）	8
(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格（1種類）	9
(4) 身分又は地位に基づく在留資格（4種類）	9
2 期間、更新、変更、永住、資格外活動許可、再入国及び取得	9
2-1 在留期間	9
2-2 在留期間の更新	9
2-3 不法残留（滞在）	10
2-4 在留資格の変更	10
2-5 永住許可	10
2-6 資格外活動許可	11
2-7 再入国許可	11
(1) 再入国許可とは	11
(2) 一時許可と数次許可	11
(3) 有効期限	11
2-8 在留資格の取得	11
3 就労資格証明書の取得	12
4 在留に関する各種問い合わせ	12
II 外国人登録（～2012.7.8までの内容です）	13
外国人登録の各種手続	13
1 外国人登録の新規登録	15
1-1 入国したとき	15
1-2 子どもが生まれたとき	15
1-3 外国人登録事項	15
1-4 外国人登録証明書	16
2 登録原票記載事項証明書	17
3 外国人登録の変更登録手続	17
3-1 住居地（住所）を変更したとき	17
3-2 氏名、国籍を変更したとき	17
3-3 在留資格、在留期間、職業、勤務先の名称と所在地を変更したとき	17
3-4 その他の登録事項が変更になったとき	17
4 確認（切替）手続	18
5 外国人登録証明書の再交付（引替交付）手続	18
5-1 外国人登録証明書の再交付申請	18

5-2 外国人登録証明書の引替交付申請 18

II-B 新しい在留資格管理制度／外国人住民基本台帳制度	20
あたら新しい制度における手続の流れ	20
1 新しい在留管理制度とは	21
1-1 制度概要	21
2 外国人住民の住民基本台帳制度とは	21
2-1 制度概要	21
III 労働と研修	22
仕事に就くとき、就いてから	22
1 仕事探し	24
1-1 仕事を探す	24
(1) 日本の雇用事情	24
(2) 仕事をと在留資格	24
(3) 就労資格証明書	24
(4) 就労ができない在留資格の資格外活動許可	24
(5) 労働に関する法律	25
1-2 職業相談、職業紹介	26
(1) 公共職業安定所（ハローワーク）	26
(2) 外国人雇用サービスセンター	26
2 外国人技能実習・研修】	27
IV 医療	28
にほん こうでき いりょう ほけん 日本の公的医療保険	28
1 公的医療保険	29
1-1 医療費と公的医療保険	29
(1) 医療費と公的医療保険	29
(2) 保険対象外の治療	29
(3) 民間の医療保険	29
1-2 健康保険	29
(1) 加入対象者	29
(2) 加入手続	30
(3) 保険証（健康保険被保険者証）	30
(4) 医療機関における負担額	30
(5) 保険料	30
(6) 健康保険の給付の種類と内容	30
1-3 国民健康保険	31
(1) 加入対象者	31
(2) 加入手続	31
(3) 保険証（国民健康保険被保険者証）	31
(4) 医療機関における負担額	31
(5) 保険料	31

(6) 国民健康保険の給付の種類と内容

32	
(7) こんなときは届出	32
V 公的年金制度	33
にほん こうできねんきんせいで 日本の公的年金制度	33
1 厚生年金保険	34
2 国民年金	34
3 脱退一時金支給制度	34
VI 教育	35
にほん がっこうけいとうず 日本の学校系統図	35
1 教育制度	36
1-1 日本の教育制度	36
(1) 6・3・3・4制	36
(2) 義務教育	36
(3) そのほか	36
2 就学前教育	36
2-1 幼稚園	36
2-2 認定こども園	37
3 小学校・中学校	37
3-1 就学年齢	37
3-2 費用	38
3-3 入学の手続	38
3-4 編入（途中入学）の手続	38
3-5 学校生活（子どもの日本語がまだ不十分な場合）	38
4 外国人学校	38
VII 日本語教育	39
にほん こきょういく 日本語教育	39
1 日本語教育	39
1-1 日本語学校	39
1-2 日本語教室・講座	39
1-3 日本語教育・講座一覧	39
VIII 妊娠・出産	40
にんしん しゅつさん 妊娠から出産まで	41
1 妊娠	41
1-1 妊娠したとき	41
1-2 母子健康手帳	41
(1) 母子健康手帳とは	41
(2) 日本語以外の母子健康手帳	41
(3) そのほか	42
1-3 妊婦の健康診査・保健指導	42
(1) 妊婦の健康診査	42

(2) 助産師・保健師による訪問指導

42	
(3) 助産施設	42
(4) 母親・両親教室	42
2 出生届と国籍の取得	42
2-1 出生届	42
2-2 新生児の国籍取得	43
(1)両親のどちらかが日本国籍の場合	43
(2) 父親・母親がともに外国籍の場合	43
2-3 認知について	43
2-4 国籍選択	43
IX 運転免許	44
にほん くるま うんてん 日本で車を運転したい	44
1 日本で車を運転するには	45
2 國際運転免許証と外国運転免許証	45
(1) 國際運転免許証	45
(2) 國際運転免許証の更新	45
(3) 外國運転免許証	45
3 日本の免許への切替	46
(1) 母国の運転免許を持っている人が日本の運転免許に切り替える	46
(2) 日本の運転免許への切替手続の流れ	46
X 緊急・災害（地震）時	47
1 緊急時	47
(1) 緊急ダイヤル	47
(2) 対応電話	47
2 自然災害（地震）時	48
(1) 地震の大きさ	48
(2) 地震が発生したとき（行動マニュアル）	49
(3) 地震の二次被害に備える	49
XI 生活のルール	50
にほん しうくじつ 日本の祝日	50
2 ゴミの出し方	51
(1) ゴミの出し方の基本ルール、収集日	51
(2) ゴミの分別	51
XII 相談	52
ほうりつ せいど 分野別相談窓口（市区町村などの役所）	52
2 言語別相談窓口	52
3 一般的な相談窓口（国際交流協会）	52
4 その他の相談機関	52

I 在留資格

多言語生活情報「在留資格」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/a/index.html>

注意! 新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

日本に入国したら

日本に滞在するとき

1 パスポートに記された
在留資格と確認します

- 日本では、
在留資格 (27種類)
 ごとに就労の可否と期間が決まっています
- (1) 就労が可能な在留資格…17種類
 - (2) 就労ができない在留資格…5種類
 - (3) 許可の内容により就労の可否が決められる在留資格…1種類
 - (4) 身分又は地位に基づく在留資格 (就労に制限なし) …4種類

2-1 在留期間を確認します

いつ
在留中、こんなときは

どこで
用意する必要書類など

何をする
なに

1 在留期間更新許可申請書

2 パスポート

3 外国人登録証明書

4 申請理由を証明する資料

5 資格外活動許可書

(資格外活動許可を受けている場合)

在留期間を更新したいとき

在留期間満了

3ヶ月前から

在留期間を1日

でも過ぎると

となります

不法残留 (滞在)

2-2

地方入国管理官署で

在留期間更新の申請をする

いつ
用意する必要書類など

どこで
何をする

就労できることを証明したいとき

- 1 就労資格証明書交付申請書
2 パスポートまたは外国人登録証明書
(資格外活動許可を受けている場合)
3 資格外活動許可書
など
※交付を受けるときに680円(収入印紙)
- 3 就労資格証明書交付の申請
をします

- 1 資格外活動許可申請書
2 資格外活動許可に係る活動の内容
を明らかにする書類
3 パスポート
4 外国人登録証明書
など
※無料
- 2-6 資格外活動許可の申請をする

いつ
在留中、こんなときは

どこで
用意する必要書類など

何をする
なに

1 在留資格変更許可申請書

2 パスポート

3 外国人登録証明書

4 申請理由を証明する資料

5 資格外活動許可書

(資格外活動許可を受けている場合)

在留資格を変更したいとき

資格の変更の事由が生じたとき

から在留期間満了日以前

許可されるにはいくつかの条件をみたさなければいけません
※許可されるときに800円(収入印紙)

2-4

地方入国管理官署で

在留資格変更の申請をする

日本に永住したいとき

1 再入国許可申請書

2 パスポート

3 外国人登録証明書

※許可されるときに

手数料3000円(一次許可)

または6000円(数次許可)

一時的に日本を出国する

とき

在留期間ない、満了前に

2-7

地方入国管理官署で

再入国許可(一次許可)の申請をする

日本で生まれた子どもの在留資格をとりたいとき

1 在留資格取得許可申請書

2 出生証明書、母子健康手帳など

3 両親のパスポートまたは両親の外国人登録証明書

生まれた日から

30日以内

2-8

地方入国管理官署で

在留資格取得許可の申請をする

あなたが日本に滞在するには在留資格が必要です。在留資格は27種類あり、それぞれ日本でできる活動と期間が定められています。

1 在留資格の確認

1-1 在留期間

あなたが、日本に出国し滞在する場合に、入国情の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。

- 2005年3月11日に
- 観光、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
- 在留期間 90日を許可され
- 成田空港第2旅客ターミナルから上陸したことを意味しています。



出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

許可された在留資格は次の27種類で、許可された資格以外の活動を行うことはできません。

(1) 就労が可能な在留資格（17種類）

在留資格	在留期間	就労	在留資格	在留期間	就労	在留資格	在留期間	就労
がいこう 外交	「がいこうなつどう」を行 う期間	○	とうし 投資・経営	3年又は1年*	○	じんぶん 人文知識・ くこくじいじゆ 国際業務	3年又は1年*	○
こうよう 公用	「公用活動」を行 う期間	○	ほうり 法律・ かいわいじゆ 会計業務	3年又は1年*	○	きそくないてんきん 企業内転勤	3年又は1年*	○
きょうじ 教授	3年又は1年*	○	いりょう 医療	3年又は1年*	○	こうじょ 興行	1年6月、3月又は15月	○
げいじゅつ 芸術	3年又は1年*	○	げんきゅう 研究	3年又は1年*	○	ぎのう 技能	3年又は1年*	○
じゅきょう 宗教	3年又は1年*	○	きょういく 教育	3年又は1年*	○	ぎのうじしゅ 技能実習	1年又は6月 1年を超 えない範囲で、 法務大臣が個々 に指定する期間	○
ほうどう 報道	3年又は1年*	○	ぎじゅ 技術	3年又は1年*	○			

(2) 就労ができない在留資格（6種類）

在留資格	在留期間	就労	在留資格	在留期間	就労	在留資格	在留期間	就労
ぶんか 文化活動	1年又は6月	×				けんしゅう 研修	1年又は6月	×
たんき 短期滞在	90日、30日 又は15日	×	りょうがく 留学	2年3月、2年、1 年又は6月（2012 年にがつにちいこう 年7月9日以降：4 ねんつき わん ん 年3月、4年、3年3 つき わん ん 年3月、2年3月、 2年、1年3月、1 ねんつき 年、6月又は3月）	×	かぞくたいせい 家族滞在	3年、2年3月、2年 1年3月、1年、6月又 は3月	×

(3) 個々の外国人に与えられた許可の内容により就労の可否が決められる在留資格（1種類）

在留資格	在留期間	就労
特定活動	1. 5年、6年、3年、2年、1年又は6月 2. 1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	○

(4) 身分又は地位に基づく在留資格（4種類）

在留資格	在留期間	就労	在留資格	在留期間	就労
えいじゅうしゃ 永住者	無期限	○	えいじゅうしゃ 定住者	1. 3年又は1年 2. 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	○
にほんじん 日本人の 配偶者等	3年又は1年*	○	ねんがつにちいこう （注）「就労」欄の表示内容	1. ねんがつにちいこう 2. 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	※2012年7月9日以降：5年、3年、1年又は6月
えいじゅうしゃ 永住者の 配偶者等	3年又は1年*	○	（注）「就労」欄の表示内容	1. ねんがつにちいこう 2. 3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	参考資料：法務省 入国管理局「在留資格一覧表」 新しい在留管理制度がスタート！

2 期間、更新、変更、永住、資格外活動許可、再入国及び取得

2-1 在留期間

在留期間は15日、30日、90日、3ヶ月、6ヶ月、1年、1年3ヶ月、2年、3ヶ月、5年、5年の11通りと、出国準備期間として月単位で許可されるものがあります。この期間を延長して在留する場合は、許可が必要です。

※各資格の在留期間に関しては1在留資格の確認の(1)、(2)、(3)、(4)の表を参照してください。

2-2 在留期間の更新

在留期間を延長して同じ活動を続けたいときは、在留期間更新の手続をしなければなりません。申請は在留期間の満了する日（6ヶ月以上の在留資格を有する者にあたっては在留期間の満了するおおむね3ヶ月前）からできます。必要書類は在留資格と在留期間によって異なるので、居住地の地方入国管理局署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 在留期間更新許可申請書	提出先：居住地の地方入国管理局署 問合先：居住地の地方入国管理局署 または外国人在留総合インフォメーションセンター (4在留に関する各種問い合わせ参照)	在留期間の満了する日以前 (6ヶ月以上の在留期間 を有する者にあたって は在留期間の満了する おおむね3ヶ月前から)	許可されるとき 4,000円が必要（収入 印紙）
2 パスポート			
3 外国人登録証明書			
4 申請理由を証明する資料			
5 資格外活動許可書			
（資格外活動許可を受けている場合）			
など			
日本での活動内容に応じた資料を提出			

2-3 不法残留（滞在）

在留期間を1日でも過ぎて滞在すると「不法残留（オーバーステイ）」となり、一定期間は日本への再入国が認められません。不法残留の人が帰国するには次のような手続をとります。

(1) 通常どおりの帰国	病気などのやむを得ない事情やごく短期間不法残留した場合、期間更新の手続をとり、認められると通常通り出国できる場合もありますから、なるべく最も寄りの地方入国管理官署に届出ましょう。
(2) 出国命令による帰国	入管法違反者のうち、要件を満たす不法残留者について、身柄を収容しないまま簡易な手続により出国させる制度が出国命令制度です。出国命令の対象者については、次のいずれにも該当する不法残留者です。 ①速やかに日本から出国する意思をもつて自ら地方入国管理官署に提出したこと ②在留期間を経過したこと以外の退去強制事由に該当しないこと ③入国後に窃盗罪等の所定の罪により懲役または禁錮に処せられていないこと ④過去に退去強制のためまたは出国命令を受けて出国したことがないこと ⑤速やかに日本から出国することが確実と見込まれること
(3) 退去強制（強制送還）	逮捕された場合は、拘置所などに身柄を拘束されます。その後、地方入国管理官署に引き渡され退去強制手続を受ける場合と起訴されて裁判を受ける場合があります。退去強制により出国した人は5年間、日本への再入国はできません。過去にも退去強制歴のある場合は10年間、または永久に日本に入国できない場合があります。 ※在留特別許可：退去強制にあたるとされた人でも、事情を考慮して法務大臣がその人の在留を許可することができます。これが在留特別許可で、在留が認められるかどうかは法務大臣が決めます。許可がされた場合に限り、在留資格が与えられ引き続き日本で生活することができます。

2-4 在留資格の変更

在留資格が「日本人の配偶者等」「定住者」「永住者」「永住者の配偶者等」の人は、活動に制限がないので、仕事によって在留資格を変更する必要はありません。しかし、それ以外の在留資格の人が、転職や就職する場合には、その活動に見合った在留資格に変更する必要があり、地方入国管理官署に「在留資格変更」の申請をしなければなりません。必要書類は在留資格と在留期間によって異なるので、詳しくは最も寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 在留資格変更許可申請書			
2 パスポート			
3 外国人登録証明書	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署		
4 申請理由を証明する資料	または外国人在留総合インフォメーションセンター（4在留に関する各種問い合わせ参照）	資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前	許可されるときに4,000円が必要（収入印紙）
5 資格外活動許可書 (資格外活動許可を受けている場合)			
など			
日本での活動内容に応じた資料を提出			

2-5 永住許可

日本に永住を希望する人は、永住の許可を受ける必要があります。地方入国管理官署で永住許可を申請します。永住許可を受けると在留資格は永住者となり、外国籍のままで、ずっと日本に住むことができます。在留期間の更新手続や在留資格変更の手続は必要ありませんが、旅行などで日本を出るときに再入国許可が必要です。永住許可にはいくつかの条件がありますから、詳しくは最も寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

手数料：許可されるとき8,000円が必要（収入印紙）

2-6 資格外活動許可

たとえば留学生がアルバイトをしたいときに必要な許可です。就労を認められない資格の人があるアルバイトなどで収入を得る活動をするには、地方入国管理官署で資格外活動許可を受けなければなりません。自分の在留資格の活動範囲ではない仕事をすると「不法就労」となり処罰されます。詳しくは最も寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

必要な書類	提出先／問合先	いつ	手数料
1 資格外活動許可申請書	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署	現在取得している在留資格以外の活動で報酬を得たいとき	無料
2 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類	4 外国人登録証明書		
5 身分を証する文書等の提示 (申請取次者が申請を提出する場合)	メーションセンター（4在留に関する各種問い合わせ参照）		

2-7 再入国許可

在留資格を持つ人が、旅行などで一時的に日本を出国する場合には、必ず地方入国管理官署で再入国許可を受けておきましょう。また在留期間内に一時に日本を出国して、再び日本に入国する場合は、出国前に「再入国許可」の手続をしておくと、次に日本に入国するときには、査証も必要なく、出国前の在留資格で日本に滞在できます。

(1) 再入国許可とは

短期滞在の人（観光や商談や親族、知人訪問などの、就労以外の目的で短期間に日本に入国している人）以外の在留資格を持つ人が、一時に出国して再び日本に入国するときに必要な手続で、再入国許可を受けて日本を出国すると、今持っている在留資格は失われます。詳しくは、最も寄りの地方入国管理官署に問い合わせましょう。

(2) 一次許可と数次許可

再入国許可是一次許可と数次許可があります。
 一次許可：1回限り有効です。 数次許可：期限内何度も使用できます。

(3) 有効期限

再入国の期限は申請者の在留期限までで、最長3年（2012年7月9日以降は上限5年に延長予定。特別永住者は4年で、2012年7月9日以降は上限6年に延長予定）で、在留期限を超えることはできません。許可申請は、在留期間が満了する前までにします。

必要な書類	提出先／問合先	いつまで	手数料
1 再入国許可申請書	提出先：居住地の地方入国管理官署 問合先：居住地の地方入国管理官署		許可されたときに <一次入国許可> 3,000円（収入印紙）
2 パスポート			
3 外国人登録証明書など			
4 身分を証する文書等の提示 (申請取次者が申請を提出する場合)	メーションセンター（4在留に関する各種問い合わせ参照）		<数次再入国許可> 6,000円（収入印紙）

2-8 在留資格の取得

日本で生まれ、日本の国籍を持たない子どもが日本に在留するには、生まれた日から30日以内に所轄の地方入国管理官署に申請して、在留資格取得の手続をしなければなりません。ただし、60日以内に出国する場合は必要ありません。

3 就労資格証明書の取得

就労規制証明書とは、雇い主など双方の利便を図るため、日本人が希望する場合、本人が行うことがで
きる就労活動を具体的に示した資格証明書です。地方開拓管理官署に申請します。

ひつよう 必要な書類	ていしょくさき 提出先／問合先	いつ	てうりょう 手数料
<p>1 就労資格証明書交付申請書 しゅうlouしちうしきめいしょくしょふしんせisho</p> <p>2 パスポートまたは外国人登録証明書 がいにくじゆうとうろくしめいしょ</p> <p>3 資格外活動許可書 ししかくがいかつどうきょくsho (資格外活動許可を受けている場合) ばい</p> <p>など</p>	<p>ていしょくさき 提出先：居住地の地方入国管理官署 といわせき きょじyうじ ちほうぢやくにくかんりかんしょ</p> <p>問合先：居住地の地方入国管理官署 がいにくじゆうとうにくかんりかんしょ</p> <p>または外国人在留総合インフォ がいにくざいりゅうそうごうinfon</p> <p>メーションセンター（4在留 かいりゅう に関する各種問い合わせ参照） かくしゅう さんしゅう</p>	<p>いつ</p> <p>ひつよう おう 必要に応じて</p>	<p>ふう 交付を受けるときに 680円が必要（収入 いんし 印紙）</p>

4 在留に関する各種問い合わせ

にゆうこくかんりりかんきく
人国管理官局は、皆様からの入国情手続や在留手続等に関する各種のお問い合わせに応じるために、仙台、東京、
横浜、名古屋、大阪、神戸、広島および福岡の各地方入国情官局・支局に「外国人在留総合インフォメーションセ
ンター」を設置しております。ここでは、電話や訪問によるお問い合わせに日本語だけでなく、外国語（英語、韓國
語、中国語、スペイン語等）でも対応しています。

また、さっぽろ、高松および那覇の各地方入国管理官署・支局には相談員を配置し、電話や訪問によるお問い合わせに応じていますので、お気軽にご利用ください。

	ゆうひんばんごう 郵便番号	じゆし 住所	でんわばんごう 電話番号
外へいくじん 在外留学生 在留総合 インフォ メーション センター	せんだい 仙台	〒 983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20	0570-013904 (IP、PHS 海外から: 03-5796-7112)
	とうきょう 東京	〒 108-8255 東京都港区港南 5-5-30	平日午前 8:30～午後 5:15
	よこはま 横浜	〒 236-0002 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町 10-7	
	なごや 名古屋	〒 455-8601 愛知県名古屋市港区佐保町 5-18	
	おおさか 大阪	〒 559-0034 大阪府大阪市住之江区南港北 1-29-53	
	こうべ 神戸	〒 650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通り 29	
	ひろしま 広島	〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30	
	ふくおか 福岡	〒 812-0003 福岡県福岡市博多区下白井 778-1 福岡空港国際線第3ターミナルビル内	ない
	さつまぽ 薩摩	〒 060-0042 鹿児島県鹿児島市中央大通西 12 丁目	
そうちんじん 相談員 はいさき 配置先	たかまつ 高松	〒 760-0033 香川県高松市丸の内 1-1	
	なは 那覇	〒 900-0022 沖縄県那覇市樋川 1-15-15	

そのうえ、日本語だけでなく、英語（中国語等）で対応しています。

郵便番号	住所	電話番号	対応言語
〒 160-0021 がいこくじんそうう 外国人総合 相談支援セ ンター	とうきょうしんじんじやくくくわきゅうこう 東京都新宿区歌舞伎町 2-44-1 とうきょうじんこうせんたー「ハイアジア」11階 しんじゅく多文化共生プラザ内	TEL 03-3202-5535 TEL・FAX 03-5155-4039	えいご 中国語・スペイン語・ポルトガル語 (常時対応)(第2第3水曜除く) ひらがな ベトナム語(月・木・金) ベトナム語(第1・第3火曜) インドネシア語(第2・第4火曜)
〒 330-0074 がいこくじんそうだん 外国人総合 相談セン ターエ タ埼玉	さいたまけん し う ら わ く き か う ら わ 埼玉県さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 さいたまけんうらわわくとうとうじょうしあ 埼玉県浦和合同庁舎 3階	TEL 048-833-3296 FAX 048-833-3600	にゅうこくばいりうづづきうらわあ、おなない 入国・在留手続相談・案内 まいした 英語・ポルトガル語・スペイン語(月 すい・さん 水・金) がいこくじん、ない しゃうざようなど、かん 外国人に対する就業等に関する相談・ あんなない 案内 ボルトガル語・スペイン語(月・金) まいした 英語・ちゅうごくぐ 中国語 生活その他の各種生活関連サービスに係 る案内 まいした 英語・ポルトガル語・スペイン語・ ちゅうごくご 中国語・ハングル語・タガログ語・ タイ語・ベトナム語(常時対応)
〒 430-0926 はまつづりいこくじん 浜松外国人 きさうしうみ 総合支援フ ンストップ センター	しづおかけんはまつづりいこくじん 静岡県浜松市中区砂山町 324-8 第一伊藤ビル 9階	TEL 053-458-1510	にゅうこくばいりうづづきうらわあ、おなない 入国・在留手続相談・及び情報提供 まいした 英語・ポルトガル語・スペイン語(水) がいこくじん、ない しゃうざようなど、かん 生活その他の各種生活関連サービスに係 る相談及び情報提供 まいした 英語(火～金) ポルトガル語(火～金・ 土・日) 中國語(火) スペイン語(水) タガログ語(木)

出典：入国管理局ホームページ

II A 外国人登録

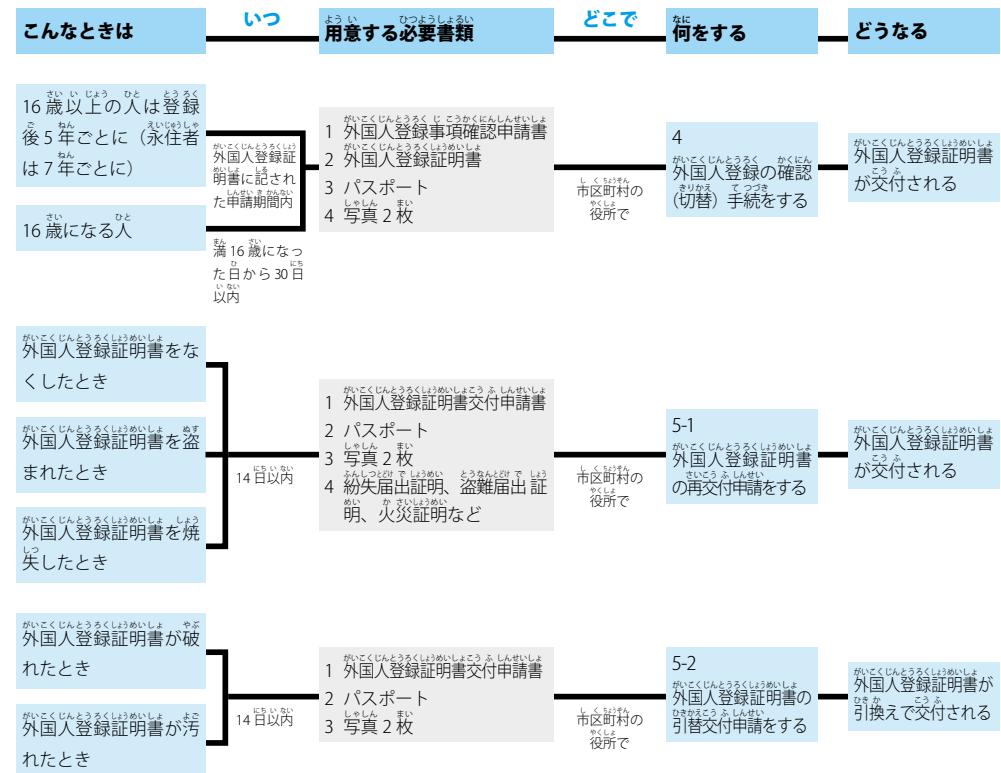
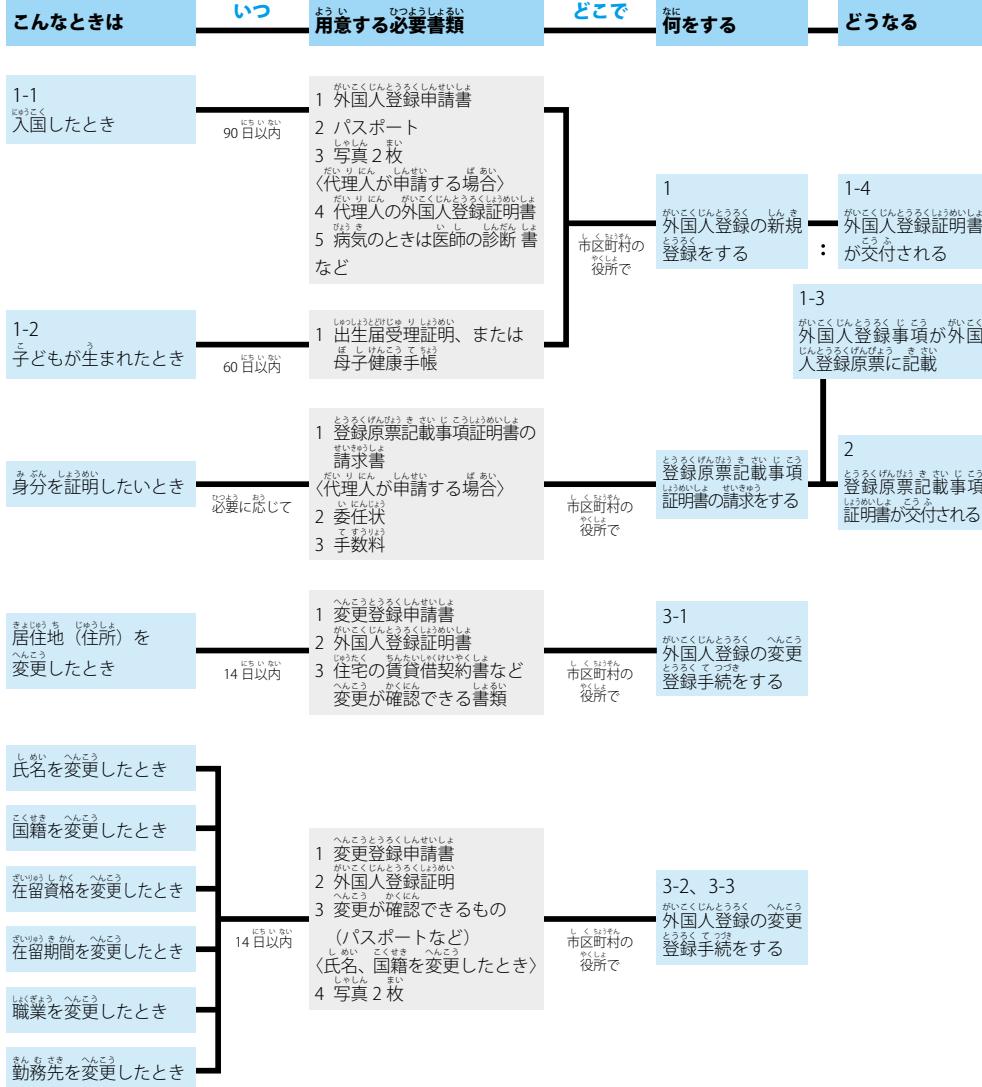
(2012.7.8までの内容です)

た げん が せいかつじょうほう がいこくじんとうろく
多言語生活情報「外国人登録」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/b/index.html>

ちゅうひ 注意!

あたら ざいりゅうかんりせいで がいこくじんじゅうみんきほんいちらうせいで こんごかんれん こうもく へんこう
新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が
見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

外国人登録の各種手続



日本に入国した外国人や日本で生まれた外国人は、外国人登録をしなければなりません。身分証明書ともいえる外国人登録証明書の交付を受け、外出するときはいつも携帯する必要があります。

1 外国人登録の新規登録

入国情報（90日以内に出国する方は必要ありません）は、入国の日から90日以内に、住んでいる市区町村の役所で外国人登録をしなければなりません。

また、日本で生まれた外国籍（日本国籍を持たない）の赤ちゃんも、出生した日から60日以内に外国人登録をしなければなりません。

本人が市区町村の役所で申請をしますが、16歳未満の人や病気などの事情がある場合は同居している16歳以上の親族などの代理人が申請します。

1-1 入国したとき

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 外国人登録申請書 (用紙は市区町村の役所にあります)	居住地の市区町村の役所	入国情報（90日以内）	無料
2 パスポート			
3 写真 同じものを2枚 ・たて4.5cm×横3.5cm ・6ヶ月以内に撮影したもの ・上半身、無帽子 ※ 16歳未満の場合には必要ありません (代理人が申請する場合)			
4 代理人の外国人登録証明書 ※ 病気のときは医師の診断書など			

1-2 子どもが生れたとき

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 外国人登録申請書 (用紙は市区町村の役所にあります)	居住地の市区町村の役所	出生した日から60日以内	無料
2 出生届受理証明、または母子健康手帳 ※ 居住地の市区町村の役所以外で出生とおりの出生届を提出した場合は出生届受理証明書が必要です。			

1-3 外国人登録事項

外国人登録法第4条にて、以下のような外国人登録原票における登録事項が決められています。

外国人登録原票における登録事項

1 登録番号	9 職業	在留期間をいう。)
2 登録の年月日	10 旅券番号	15 在住地
3 氏名	11 旅券発行の年月日	16 世帯主の氏名※
4 出生の年月日	12 上陸許可の年月日	17 世帯主との続柄
5 男女の別	13 在留の資格（入管法に定め	18 申請に係る外国人が世帯主である場合には、世帯を構成する者の名、生年月日及び国籍
6 国籍	る在留資格及び特別永住者	である場合には、世帯主の氏名、生年月日及び国籍及び世帯主との続柄
7 国籍の属する国における住	として永住ができる資格をいう。)	（平成18年12月1日現在）
所又は居所		
8 生出地	14 在留期間（入管法に定める	

※世帯は住まいと生計（毎日の暮らし）をともにする人々の集まりをいいます。世帯主とはその世帯を代表する人、つまり生計を維持する（収入がある）上で中心になる人のことをいいます。あなたが結婚していない単身者なら、世帯は一人で世帯主はあなただ、ということになります。

1-4 外国人登録証明書

外国人登録をすると、おおむね2～4週間ほどで外国人登録証明書が発行されます。16歳未満の人は申請当日に発行されます。外国人登録証明書はあなたの日本での身分を証明するものです。満16歳以上の人には、この外国人登録証明書をいつも携帯していかなければなりません。

外国人登録証明書



外国人登録証明書

- 上陸許可年月日：日本の空港や海港で上陸許可の印を受ける日が記載されます。
- 在留資格：出入国管理の法律に基づいて外国人がいかなる入国・在留の許可を受けているかを表しています。
- 在留期限：日本国内に在留することのできる許定期限を表しています。もしこの期限を超えて引き続き残っている場合は「不法滞留」となります。
- この登録証明書の切替を行ったための申請期日のことです。これは、在留することができる期限（在留期限）を意味するものではありません。

在留資格なしの外国人登録証明書



外国人登録証明書に表示された
「在留の資格なし」
とは？



既に在留期限が経過しているにもかかわらず引き続き滞在している不法滞留者、あるいは密航や偽変造旅券といった不正な手段によって入国した不法入国者など、いわゆる不法滞在の状態にある外国人であっても、外国人登録法に基づき、外国人登録の申請義務が課されており、また、申請により交付された外国人登録証明書は常に携帯する必要があります。この場合、外国人登録証明書上の「在留の資格」欄には、在留の資格が確認されていないことを表すために、大きく赤字で

在留の資格なし と記載されます。（左の図を参照）

在留の資格が確認されていない場合には、日本国内でいかなる労働活動に從事することもできず、速やかに入国管理局で法律の規定に基づいた手続を受ける必要があります。

出典：法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

2 登録原票記載事項証明書

外国人登録事項について証明するもので、資格の取得や就職などのときに、日本での住所や身分に関する証明書が必要なときには発行してもらうことができます。本人、または同居している親族が市区町村の役所に請求します。それ以外の人が申請する場合には委任状が必要です。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで
1 登録原票記載事項証明書の請求書	提出先／問合先	いつから、いつまで
2 請求する本人の確認書類 (代理人が請求する場合) 3 委任状	居住地の市区町村の役所	ひつよう 必要に応じて

3 外国人登録の変更登録手続

外国人登録の登録事項のうち、居住地、国籍、職業、在留資格、在留期間、勤務先の名称及び住所が変更になつたときは、変更登録の日から 14 日以内に市区町村の役所で本人が、変更登録の手続をする必要があります。16 歳未満の場合は同居の親族が申請します。引越したときは引越し先の市区町村の役所に申請します。

3-1 居住地（住所）を変更したとき

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 変更登録申請書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
2 外国人登録証明書	居住地の市区町村の役所	変更があった日から 14 日以内	無料
3 変更が確認できるもの（住宅の賃貸借契約書など）	新居住地の市区町村の役所		

3-2 氏名、国籍を変更したとき

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 変更登録申請書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
2 外国人登録証明書	居住地の市区町村の役所	変更があった日から 14 日以内	無料
3 パスポート（所持している方のみ）			
4 写真 同じものを 2 枚 ※ 16 歳未満の場合は必要ありません ・たて 4.5cm × 横 3.5cm・6 カ月以内に撮影したもの・上半身、無帽子			
5 氏名が確認できるもの ・氏名が変更した場合 旅券その他の駐日外公館など権限のある機関が発給する「氏名を変更した」旨の証明書、戸籍謄本 ・国籍が変更した場合			

出典：岡山県備前市ホームページ
URL: <http://www.city.bizen.okayama.jp/shimin/benri/shimin/gaikokujin/registration-of-change.jsp>

3-3 在留資格、在留期間、職業、勤務先の名称と所在地を変更したとき

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料	注意事項
1 変更登録申請書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料	注意事項
2 外国人登録証明書	居住地の市区町村の役所	変更があった日から 14 日以内	無料	職業・勤務先の名称と所在地についての申請は、永住者と特別永住者は必要ありません
3 変更が確認できるもの				

出典：岡山県備前市ホームページ
URL: <http://www.city.bizen.okayama.jp/shimin/benri/shimin/gaikokujin/registration-of-change.jsp>

3-4 その他の登録事項が変更になったとき

その他の登録事項が変更になったときは、5-2 引替交付申請、5-1 再交付申請、4 確認（切替）手続または 3-1、3-2 の変更登録申請の際に併せて変更登録の手続を行います。

4 確認（切替）手続

外国人登録をしてから、原則として 5 回目の誕生日（永住者及び特別永住者は 7 回目の誕生日）で、在留通算 1 年未満の者及び在留資格がない者は 1 年ごとに、あなたの住んでいる市区町村の役所で外国人登録の内容の確認手続をする必要があります。満 16 歳未満の人は不要ですが、満 16 歳になったら 30 日以内に確認の手続をする必要があります。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 登録原票記載事項証明書の請求書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
2 外国人登録証明書	居住地の市区町村の役所	ひつよう 必要に応じて	
3 委任状			

5 外国人登録証明書の再交付（引替交付）手続

5-1 外国人登録証明書の再交付申請

外国人登録証明書をなくしたり、盗まれたとき、災害などで失ったときは 14 日以内に居住地の市区町村の役所で再交付申請をください。

必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 外国人登録証明書交付申請書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
2 パスポート	居住地の市区町村の役所	変更があった日から 14 日以内	無料
3 写真 同じものを 2 枚			
4 注意事項			

5-2 外国人登録証明書の引替交付申請

外国人登録証明書がひどく破れたり、汚れたときは、居住地の市区町村の役所で引替交付申請をしましょう。

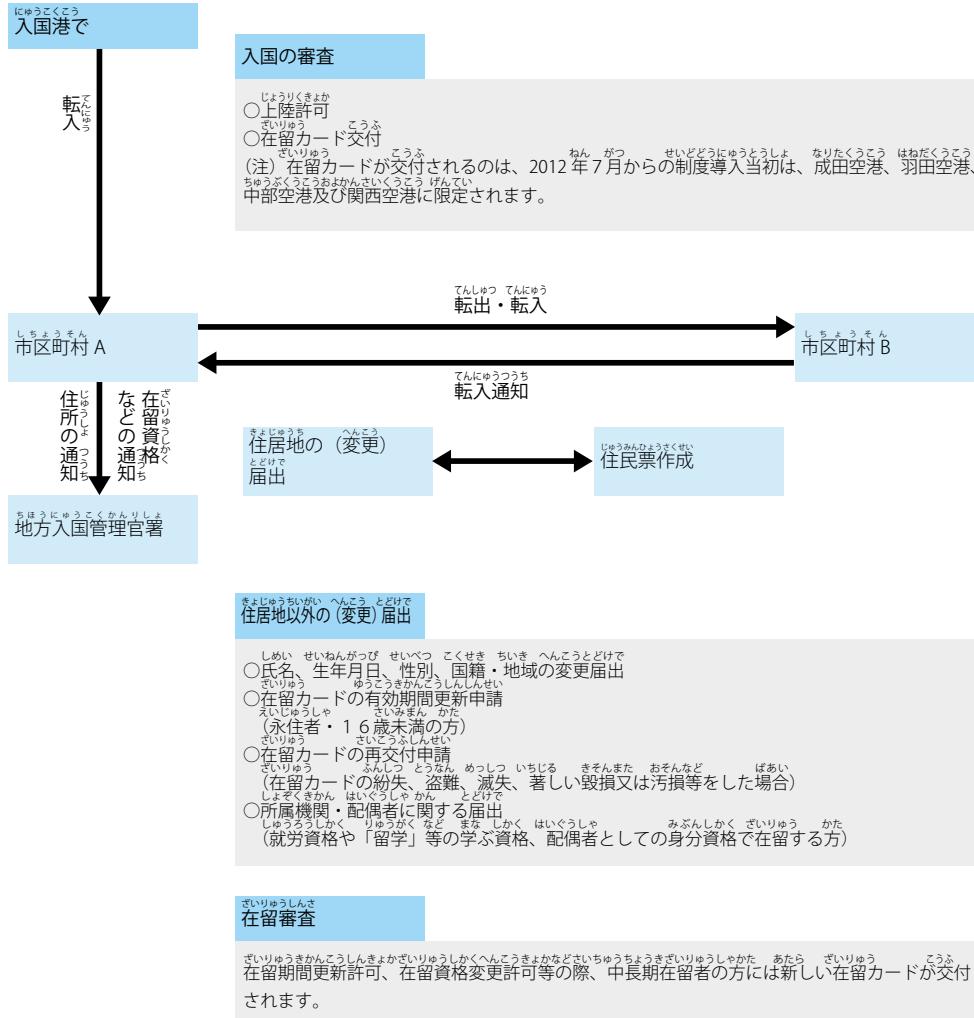
必要な書類	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
1 外国人登録証明書交付申請書	提出先／問合先	いつから、いつまで	手数料
2 パスポート	居住地の市区町村の役所	やがて 14 日以内に	無料
3 写真 同じものを 2 枚			
4 注意事項			

II_B 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

多言語生活情報「外国人登録」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/b-2/index.html>

注意！ 新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

新しい制度における手続きの流れ



1 新しい在留管理制度とは

1-1 制度概要

「新しい在留管理制度」とは、今までの外国人登録法と入管法による在留管理制度（外国人が日本に在留している間、適正な在留状況にあるかどうかを管理すること）から、外国人登録法が廃止され、改正された新しい入管法により一元的に在留管理するものです。

(1) 「在留カード」の交付

在留カードは、中長期在留者に対し、2012年7月9日以降、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って交付されるものです。（特別永住者には、「特別永住者証明書」が交付されます。）

「在留カード」には常時携帯義務があるので、パスポートを持っていても携帯しなければなりません。「在留カード」と「特別永住者証明書」には、警察官や入管の職員に提示を求められたら提示する義務があります。提示を拒めば刑事罰に処せられます。

(2) みなし再入国許可制度

有効なパスポート及び在留カード（在留カードとみなされる外国人登録証明書）を持つ外国人の方が、出国する際、出国後1年以内（在留期限前）に日本での活動を継続するために再入国する場合は、原則として再入国許可を受ける必要はありません。

■参考：法務省入国管理局

「日本に在留する外国人の皆さんへ 2012年7月9日（月）から新しい在留管理制度がスタート！」

[http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-\(JA\).pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-(JA).pdf)

2 外国人住民の住民基本台帳制度とは

2-1 制度概要

これまで外国人の居住地登録は外国人登録により行われてきましたが、2012年7月9日に外国人登録法が廃止及び住民基本台帳法が改正され、日本人と同じように住民基本台帳に記載されることになりました。

これにより、外国人住民にも住民票が作成されることとなり、役所における手続きが簡単になります。

主な変更点は次のとおりです。

- 日本人と外国人で構成される世帯の全員が記載された証明書（住民票の写し）の発行が可能になります。
- 住所変更の届出により、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされます。
- 在留資格や在留期間の変更について、従来、入国管理局と市町村の両方に必要だった届出が、入国管理局のみへの届出で済みます。

- 転入、転居など住民基本台帳法上の手続きを代理人へ委任することができます。

■参考：

総務省 「外国人住民の住民基本台帳制度がスタートします！！」

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/pdf/jpn_poster.pdf

総務省 「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」（詳細）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu_shousai01.html

III 労働と研修

た げん が せいかつじょうほう ろうどう けんしゅう
多言語生活情報「労働と研修」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/e/index.html>

ちゅうい 注意！ あたら さいりゅうかんりせいで がいこくじんじゅうみんひゅうみんほんданいちらうせいで こんごかんれん こうもく へんこう
新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が
見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

仕事に就くとき、就いてから

こんなときは ようい ひつとうしょい 用意する必要書類 どこで何をする どうなる

仕事をしたいとき

- 1-1 (2) 在留資格を確認する
- 1-1 (1) 日本の雇用事情を知っておく
- 1-1 (5) 日本の労働に関する法律を知っておく

就労できることを証明したいとき

1 就労資格証明書交付申請書
2 パスポートまたは外国人登録証明書
<資格外活動許可を受けている場合>
3 資格外活動許可書など
※交付を受けるときに680円(収入印紙)

1-1 (3) 地方入国管理官署で就労資格証明書交付の申請をする

就労資格証明書が交付される

現在取得している在留資格以外の活動で報酬を得たいとき

1 資格外活動許可申請書
2 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類
3 パスポート
4 外国人登録証明書など
※無料

1-1 (4) 地方入国管理官署で資格外活動許可の申請をする

許可書をもらう

仕事をさがす

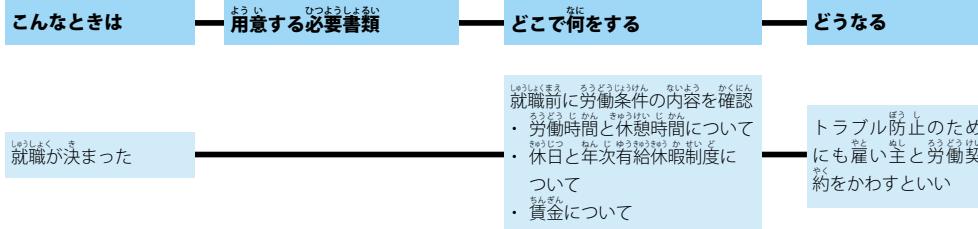
1 外国人登録証明書
2 パスポート
3 必要があれば資格外活動許可書または法務大臣が発行した指定書、学生証

1-2 公共職業安定所(ハローワーク)
へ行く(通訳を配置している所もあり)

求職の登録をする

して 仕事を紹介してもらう

がいこくじん て よう 外国人雇用サービスセンターなど と あわせる



日本で就労し、安全で快適な生活を送るために、日本の労働法や職場習慣などを知ることはとても大切なことです。このⅢ労働と研修で基本的な知識・情報を手に入れて、快適な勤労生活を送りましょう。

1 仕事探し

日本で仕事を探すときに必要なのが在留資格です。まずはあなたの在留資格を確認してから、職場を探しましょう。

1-1 仕事を探す

(1) 日本の雇用事情

日本と外国の働く場での習慣で、いちばん大きな違いは、残念ながら、契約書を交わさないことが多いということですが、トラブルを未然に防止する上で、就職する前に労働条件について十分に確認することは大切です。契約書を交わさない場合においても、雇い主から労働条件を明らかにした書面を交付してもらうことが望ましいです。なお、厚生労働省が作成した労働条件同意書（英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、タガログ語、インドネシア語、ベトナム語の8言語）を活用することが大切です。

(2) 仕事と在留資格

まず、あなたが日本で就職しようとしたとき、自分の在留資格で、その仕事に就くことができるかを確かめることができます（P8の「在留資格1 在留資格の確認」参照）。また、自分の在留資格に認められた活動の範囲外で、賃金などを得る場合は、地方入国管理官署で「資格外活動許可」を取得しなければなりません。許可のないアルバイトは不法就労となってしまいます（P11の「在留資格2-6 資格外活動許可」参照）。

(3) 就労資格証明書

就労資格証明書は、あなたが就労可能な在留資格を持っていることを証明するものです。活動の内容と就労できる期間を明記したので、地方入国管理官署で発行の申請を行います。就労資格証明書があれば、あなたの在留資格の活動内容や期間がわかるので、雇う側も雇われるあなたも安心できます。また、仕事を替える場合にも必要となることもあります。

必要な書類

- 就労資格証明書交付申請書
- パスポートまたは外国人登録証明書（資格外活動許可を受けている場合）
- 資格外活動許可書
- など

(4) 就労ができない在留資格の資格外活動許可

「文化活動」、「短期滞在」、「留学」「研修」及び「家族滞在」の在留資格を有する方は、日本国内で収入に伴う事業を運営する活動または報酬を受ける活動を行うことが認められませんので、これらの在留資格を有する方が就労しようとする場合には、あらかじめ地方入国管理官署などで資格外活動の許可を受ける必要があります。ただし、資格外活動は、本来の在留資格に属する活動を阻害しない範囲内で相当と認められる場合にのみ許可されます。

必要な書類

- 資格外活動許可申請書
- 資格外活動許可に係る活動の内容を明らかにする書類
- パスポート
- 外国人登録証明書
- など

「留学」の在留資格を有する方が、包括的な資格外活動許可を取得した後のアルバイト可能時間は、原則として、1週28時間以内（長期休業期間中は1日8時間まで）です。（P20の「在留資格2-6 資格外活動許可」参照）

(5) 労働に関する法律

あなたが日本で働く上で、国籍を問わず次の法律が適用されます。

・職業安定法

職業指導や職業紹介のときに、国籍を理由とする差別的扱いを受けないことが規定されています。ただし、不法就労にあたる職業紹介はできません。

・労働基準法

労働契約、賃金（給料）、労働時間、休憩、休日および年次有給休暇など、労働条件の最低基準を規定しています。国籍、信条の身分を理由として、賃金や労働時間などの労働条件について差別的取り扱いをしてはならないことが規定されています。

・男女雇用機会均等法

募集、採用、労働者の配置、昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇について、労働者の性別を理由とする差別を禁止しています。

・その他

最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、育児・介護休業法・パートタイム労働法なども外国人に適用されます。

いつ

手数料

提出先：居住地の地方入国管理官署
問合先：地方入国管理官署
または外国人在留総合インフォメーションセンター

無料

1-2 職業相談、職業紹介

(1) 公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介を無料で行っている、国の機関です。ハローワークはコンピュータによるオンライン・システムで結ばれていて、全国の求人データを見る事ができます。また、パートタイムの仕事についての相談も受け付けています。

日本語ができる人は、近くのハローワークを利用する方がよいでしょう。日本語が不自由な人もハローワークの利用が可能ですが、事前に電話などで確認をしましょう。

求人の登録をするときに、在留資格と在留期間を確認するので、パスポートと外国人登録証明書の2つを必ず持つて行きましょう。また、ハローワークの中には、通訳を配置しているところもあります。（外国人向け一覧表：<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/dl/nihong1.pdf>）

持って行く書類など	
留学・家族滞在の在留資格でアルバイト希望の場合	1 外国人登録証明書 2 パスポート 3 資格外活動許可書（P11の「在留資格 2-6 資格外活動許可」参照）
特定活動（ワーキング・ホリデーなど）の場合	1 外国人登録証明書 2 パスポート 3 法務大臣が発行した指定書
留学生が卒業後の就職相談をする場合	1 外国人登録証明書 2 パスポート 3 学生証

参考：新宿外国人雇用支援・指導センター「ご利用ガイド」、東京外国人雇用サービスセンター「留学生への案内：求職登録の方法」

(2) 外国人雇用サービスセンター

外国人に対して専門的に職業相談や就業支援を行う「外国人雇用サービスセンター」が東京、大阪、名古屋にあるほか、公共職業安定所（ハローワーク）に通訳を配置していることもあります。

●外国人雇用サービスセンター

名称	所在地	電話番号	対応言語	受付時間※
東京外国人雇用サービスセンター	〒106-0032 東京都港区六本木3-21 六本木ヒルズパーク地下1階	TEL 03-3588-8639 FAX 03-3588-8659	英語 中国語	8:30～17:15 ※通訳が必要な場合は予め電話で確認
新宿外国人雇用支援・指導センター	〒160-8489 東京都新宿区歌舞伎町2-42-10 ハローワーク新宿（歌舞伎町庁舎）1階	TEL 03-3204-8609 FAX 03-3204-8619	英語 ポルトガル語 スペイン語 中国語	8:30～17:15 ※通訳が必要な場合は予め電話で確認
大阪外国人雇用サービスセンター	〒530-0017 大阪市北区角田町8-47 阪急グランドビル16階	TEL 06-7709-9465 FAX 06-7709-9468	英語 ポルトガル語 スペイン語 中国語	10:00～18:00
名古屋外国人雇用サービスセンター	460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	TEL 052-264-1901	英語 ポルトガル語 スペイン語 中国語	8:30～17:15

※ 土・祝日及び年末年始を除く

2 外国人技能実習・「研修」

2010年4月1日から従来の外国人研修制度が行われ、現在の外国人技能実習制度になりました。「研修」という在留資格は名前が同じでも見直し前と後では全く違うものになっています。在留資格「技能実習」で行うものは在留資格「研修」から除外されています。従って現在の「研修」は座学中心のものとなっています。

外国人技能実習制度は、諸外国の青壮年労働者を一定期間、日本に受け入れ、産業上の技能等を修得してもらう仕組みです。あくまでも「労働」ではありません。入管法上の在留資格は、「技能実習」です。
その他に、類似の在留資格として、「研修」があります。これは、実務研修を全く伴わない研修、国や地方公共団体等の資金により運営される事業として行われる公的研修などに限定されることになりました。

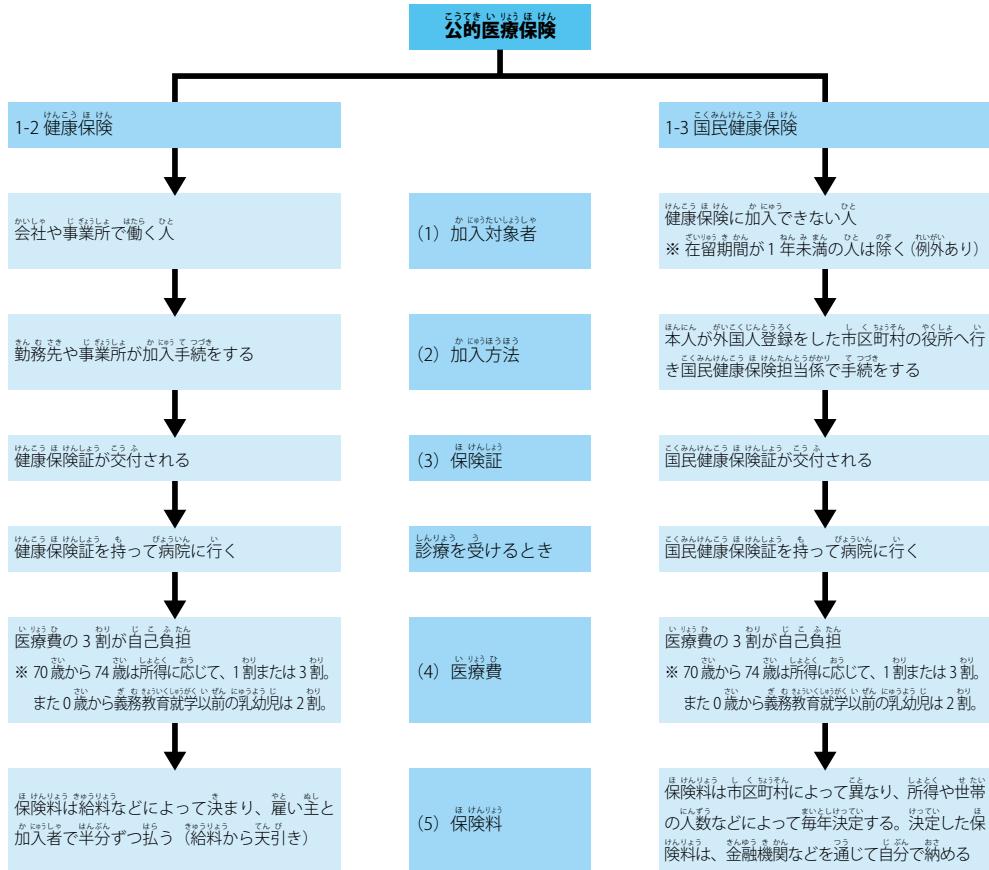
受け入れ機関の責務や技能実習生・研修生の待遇は、財団法人国際研修協力機構（JITCO）<http://www.jitco.or.jp/>をご参考ください。

IV 医療

多言語生活情報「医療」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/f/index.html>

注意! 新しい在留管理制度および外国人の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

日本の公的医療保険



* 日本の医療機関は、保険が適用される「**保険医療機関**」とそうでない機関(マッサージ院など)があります。また保険医療機関であっても、**保険対象外の治療**もあります。

1 公的医療保険

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などで勤める人が加入する「**健康保険**」と、それ以外の人を対象とする「**国民健康保険**」の2つがあります。

1-1 医療費と公的医療保険

(1) 医療費と公的医療保険

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の3割を支払うだけですみます。ところが、公的医療保険に加入しないで、医療機関にかかると、医療費はすべて自己負担となる上、医療機関が自由に請求できますので、支払いはかなり高額になります。

【例】

医療費が3,000円の場合

保険に加入しているとき

[900円]
医療費の3割を本人が負担

* 割合は今後変更になることもあります

保険に加入していないとき

[4,500円]
医療費はすべて自己負担

(2) 保険対象外の治療

公的医療保険に加入していると、医療費の自己負担は基本的にかかった医療費の3割ですが、次の場合は保険が適用されません。

保険対象外の治療

他の人の不注意や不法行為によってけがをした場合は、加害者がその医療費を負担します。ひきつけなど、賠償受けることが難しい場合については、法定限度額の範囲内で、政府損害をてん補する制度(政府保証事業制度)があります。

正常な妊娠、出産

病気以外の理由による妊娠中絶

健康診査、人間ドック

予防接種

交通事故や傷害事件による負傷

通勤路上や仕事上のけがや事故

個室に入院した場合などの差額

検査、手術、治療、薬など

(3) 民間の医療保険

医療保険には生命保険会社などが販売する民間の医療保険もありますが、これは所定の掛け金を払って、病気やけがなどで入院、通院したときや所定の手術をしたときなどに給付金を受け取れるものです。ですから、**公的医療保険**に加入していないと、病院や医院での医療費は一時的に全額自己負担となりますので、注意してください。

1-2 健康保険

(1) 加入対象者

会社や事業所などで働いている人が加入します。

(2) 加入手続

加入手続は勤務している会社や事業所で行います。勤務先に問い合わせましょう。

(3) 保険証(国民健康保険被保険者証)

加入すると、「保険証」が交付されます。保険証は保険に加入していることを証明するものですから、大切に扱います。保険証には加入した人の住所、氏名などが記載されており、診察を受ける際には必ず、医療機関の窓口に提示します。日本国内を旅行するときも携帯しましょう。なお、保険証の貸し借りや売買はできません。

(4) 医療機関における負担額

病気やけがで医療を受けたときの一部負担は医療費の3割です。ただし、70歳～74歳は所得に応じて、一部負担が1割または3割です。また、0歳から義務教育就学前の乳幼児の一部負担は2割です。

健康保険(被保険者、被扶養者)の一部負担金

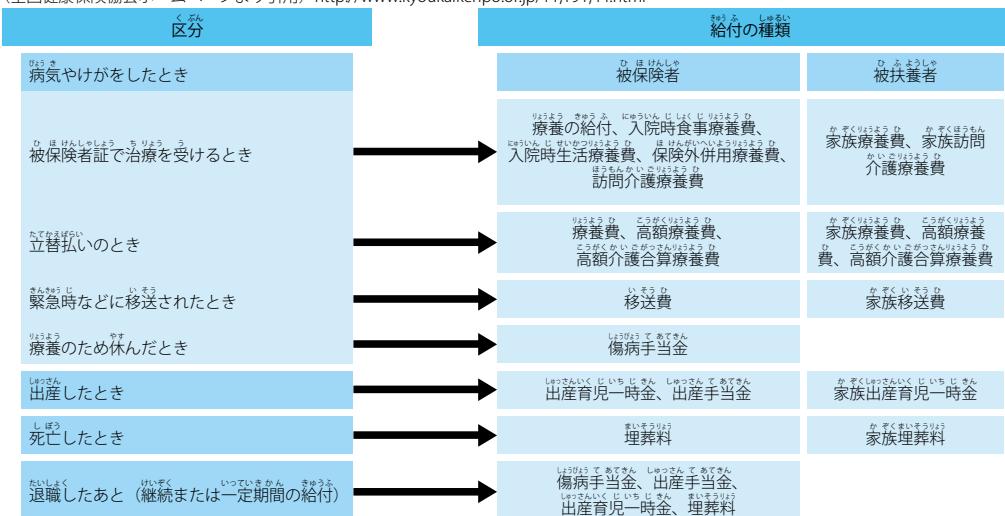
義務教育就学前まで	高所得者・一般・低所得者	2割
就学後～69歳	高所得者・一般・低所得者	3割
現役並み	一般・低所得者	3割
70歳～74歳	一般・低所得者	2割 平成20年4月から平成24年3月まで 窓口負担が1割に据え置かれています

(5) 保険料

保険料が支払われるとき、被保険者が支払うべき金額は給料などによって決まり、雇い主側と加入者で半分ずつを支払います。

(6) 健康保険の給付の種類と内容

(全国健康保険協会ホームページより引用) <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/11,191,44.html>



1-3 国民健康保険

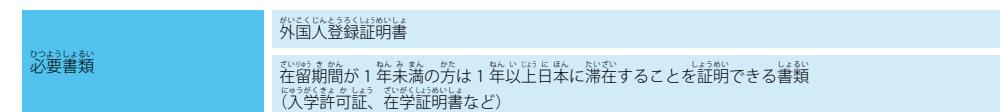
(1) 加入手続

職場の健康保険に加入していない人が加入します。外国人でも、外国人登録を行い、1年以上の在留資格があり、職場の健康保険に加入していない人は国民健康保険に加入しなければなりません(在留資格が「短期滞在」の人は除く)。また、入国当初の在留期間が1年未満であっても、その後、1年以上滞在すると認められる方は国民健康保険に加入する必要がありますので注意してください。

※ただし、日本との社会保障協定締約国において、社会保障制度の二重防止のため、国民健康保険に加入する必要がない場合があります(日本で受けられる医療に関する費用の支出に備えるため適切な保険に加入していることを証明する必要があります)。詳しくは、日本年金機構のページでご確認ください。<http://www.nenkin.go.jp/agreement/index.html>

(2) 加入手続

加入手続は外国人登録をした市区町村の役所の国民健康保険の担当係で行います。



(3) 保険証(国民健康保険被保険者証)

加入すると、「保険証」が交付されます。保険証は保険に加入していることを証明するものですから、大切に扱います。保険証には加入した人の住所、氏名などが記載されており、診察を受ける際には必ず、医療機関の窓口に提示します。日本国内を旅行するときも携帯しましょう。保険証の貸し借りや売買はできません。

(4) 医療機関における負担額

病気やけがで医療を受けたときの一部負担は医療費の3割です。ただし、70歳～74歳は所得に応じて、一部負担が1割または3割です。また、0歳から義務教育就学前の乳幼児の一部負担は2割です。

国民健康保険の一部負担額

義務教育就学前まで	高所得者・一般・低所得者	2割
就学後～69歳	高所得者・一般・低所得者	3割
現役並み	一般・低所得者	3割
70歳～74歳	一般・低所得者	2割 平成24年3月まで窓口負担が1割に据え置かれます

※75歳以上の人(または、65歳～74歳で一定の障害を持つ人)は、後期高齢者医療制度の対象となります。

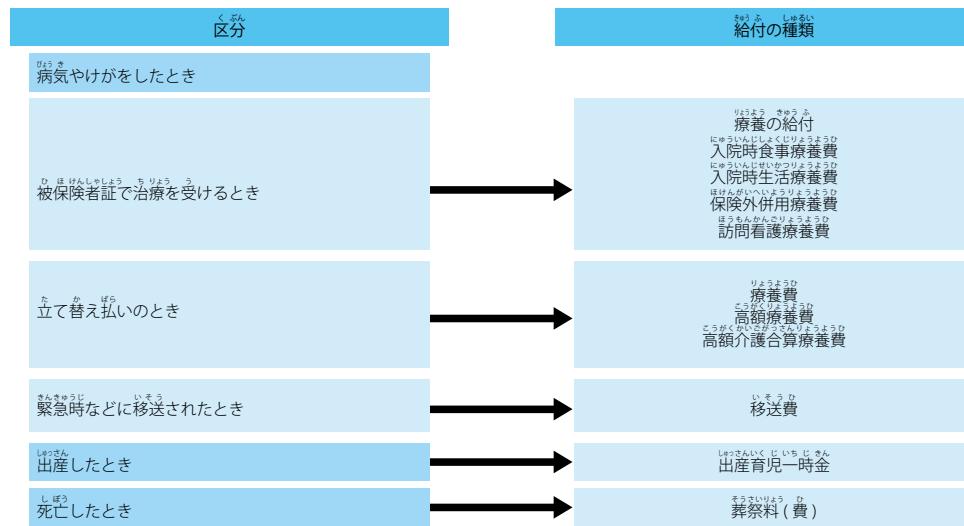
(5) 保険料

保険料は金融機関などを通じて自分で納めます。役所から送られてくる「納付書」を金融機関、役所に持参して納める方法と、金融機関の「口座振替」を利用する方法があります。徴収員が集金にくる場合もあります。

保険料の金額は市区町村によって異なり、所得や世帯の人数などによって毎年決められます。ただし、入国1年目は前年に日本での所得がないため、最低限の保険料が課せられ、2年目から所得などに応じて変動します。また、40歳以上65歳未満の方は介護保険分を加算した金額になります。

保険料は滞納すると、被保険者証を返し、かわりに被保険者資格証明書が交付され、交付されている間は医療費が全額自己負担となることがあります(のちに療養費払いとして市区町村の役所または所属の組合に請求)。滞納することのないよう、きちんと納めましょう。災害や失業、倒産などで保険料を納めるのが困難な場合は保険料を減免できる場合があります。市区町村の役所の国民健康保険の担当係に相談してください。

(6) 国民健康保険の給付の種類と内容

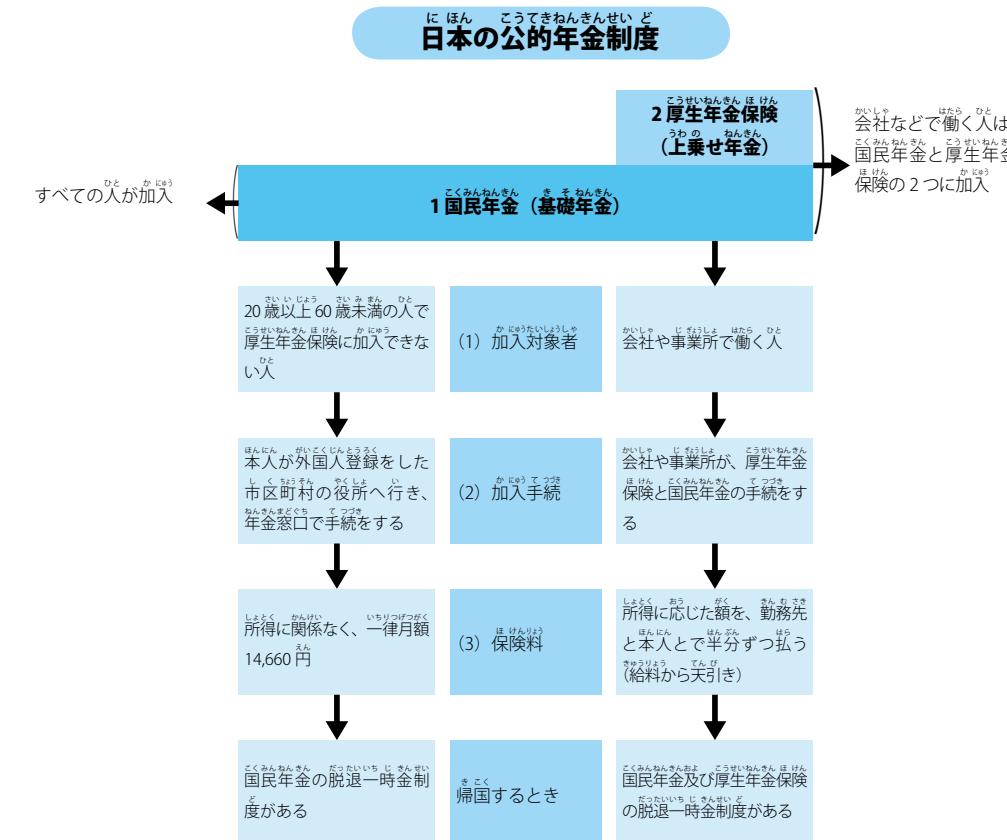


(7) こんなときは届け出を

国民健康保険は一度加入すると、自動的には脱退になりません。職場の健康保険に加入したときは 14 日以内に役所の国民健康保険の担当係に届け出をしましょう。保険証をなくしたり、子どもが産まれた、世帯主が変わった、被保険者が死亡したときなどは 14 日以内に届け出をしてください。

転入・転出で住所が変わったときも届け出が必要です。転出する場合は、保険証を今まで住んでいた役所に持参して転出日を申し出、引越ししたら 14 日以内に新しい住所の役所へ転入の届け出をします。

日本を出国するときはあらかじめ、保険証と印鑑（お持ちの方のみ）、外国人登録証明書、航空券などを持って届け出ます。



にほんす がいこくじん こうせいねんきん ほけん こくみんねんきん てきよう
日本に住んでいる外国人は、厚生年金保険または国民年金が適用されます。

1 厚生年金保険

健康保険とともに、5人以上の従業員を抱える会社に常時雇用される限り、外国人の方にも厚生年金保険が適用され、これで加入しなければなりません。また、パートタイマーである場合も、その会社で働く通常の社員の勤務時間および勤務日数のおおむね4分の3以上ある場合には、加入が義務付けられています。保険料は勤務先と労働者とで50%ずつ負担しますが、その額は労働者の月給やボーナスの額によって異なります。また、保険料の支払いは勤務先を通じて行います。

2 国民年金

厚生年金保険に加入していない人は、国民年金に加入することになります。

3 脱退一時金支給制度

国民年金および厚生年金保険には、「脱退一時金」の支給制度があります。これは、外国人が日本滞在中に年金に加入し、保険料を6カ月以上納めた場合、日本を出国後2年内に所定の手続に従って請求すれば、脱退一時金が支給されるという制度です。詳しくは、市区町村の役場または最寄の年金事務所の年金担当窓口でご確認ください。

国民年金・厚生年金の脱退一時金の請求について

請求の条件	提出書類	添付書類
国民年金・厚生年金を6カ月以上納めた人で、日本出国後、2年以内に請求のこと	脱退一時金裁定請求書(国民年金/厚生年金保険)	1 パスポートの写し(最後に日本を出国した年月日、氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ) 2 振込先の銀行名」「支店名」「支店の所在地」「口座番号」および「請求者本人の口座名義」であることが確認できる書類(銀行が発行した証明書等。または、「銀行の口座証明印」の欄に銀行の証明を受けたもの) 3 年金手帳

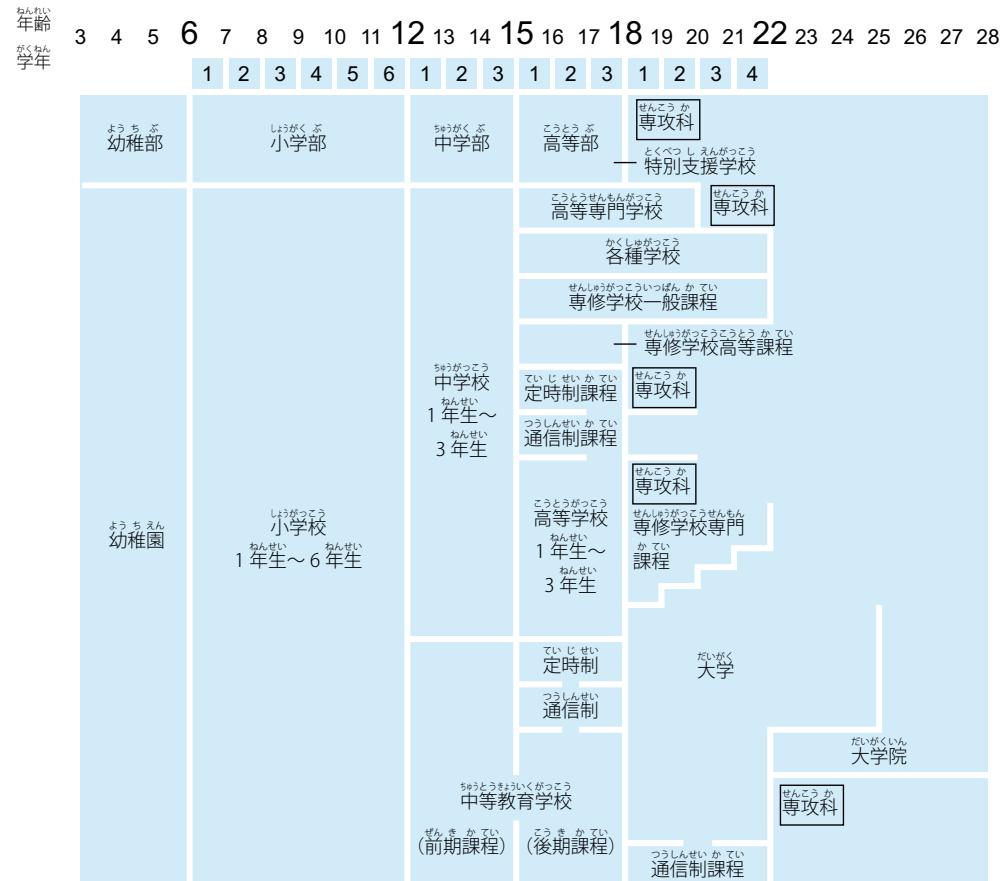
VI 教育

多言語生活情報「教育」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/j/index.html>

注意!

新規在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

日本の学校系統図



参考: 文部科学省「就学ガイドブック・2005年4月」

- ・専修学校は入学資格の違いによって「高等課程」(中学卒業者対象)、「専門課程」(中学校・大・短大卒業者対象)、「一般課程」(入学規定なし)の3つにわかれ、高等課程を置く専修学校を高等専修学校と呼び、専門課程を置く専修学校を専門学校と呼びます。
- ・各種学校は、予備校、自動車整備学校、インターナショナルスクールなどがあります。

きょういくせいど 1 教育制度

1989年国連総会で採抲された「子どもの権利条約」を日本も1994年に批准しています。この条約の中で、子どもの教育を受ける権利を守ることを定めています。日本では外国籍の子どもの保護者に普通教育を受けさせる義務を課してはいませんが、子どもたちは教育を受ける権利があります。

1-1 日本の教育制度

(1) 6・3・3・4 制

日本の教育制度は基本的に、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となっています。

(2) 義務教育

このうち小学校と中学校は義務教育として、すべての子どもたちが入学して卒業しなければなりません。義務教育は日本の国民に対する義務ですが、日本に住んでいる満6歳~15歳の外国籍の子どもは、国籍を問わず、本人が望めば日本人と同等の負担で地域の小学校や中学校への入学や編入ができます。子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行うことが望られます。居住地の市区町村の役所と相談してみましょう。

(3) そのほか

日本のはとんどの子どもたちは、中学校を卒業した後、高校や大学に進学します。高校と大学は原則として希望者が入学試験を受けて入学します。

また、小学校に入る前の子どもたちのために幼稚園があります。さらに、中学校や高校の卒業者をおもな対象として、職業に必要な技術や知識を教える専修学校や各種学校があります。障害者のために特別支援教育を行う学校もあります。

[参考] 幼稚園、小学校、中学校、高等学校にかかる一人当たりの年間学校教育費
(授業料、学級費、通学費、制服代など)

区分	幼稚園		小学校		中学校		高等学校(全日制)	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
学校教育費	129,581	358,313	54,929	835,202	131,501	990,398	237,669	685,075

出典：文部科学省「平成22年度学習費調査」
※その他、学校給食費(高等学校以外)、学校外活動費も必要です。

2 就学前教育

小学校に入る前の子どもを対象とした就学前教育は、幼稚園で行われています。

2-1 幼稚園

幼稚園は満3歳から、小学校に入学するまでの教育施設です。国・公立と私立があり、国、地方自治体、学校法人などが設置しています。地域によっては私立幼稚園に対して補助金が出るところもあります。

※保護者の委託を受けて、保育に欠ける乳児または幼児を保育する施設として「保育所(園)」というものがあります。

公立幼稚園		私立幼稚園
入園対象	3歳児も募集	3歳
保育時間	9時~14時 土・日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日は休み	各幼稚園によって異なる
募集	おおむね10月下旬~11月上旬	おおむね10月~11月上旬
入園願書交付・受付	各幼稚園	各幼稚園
費用	入園料(入園時)、保育料	料金を徴収する幼稚園もある。また、入園に際して、面接・入園試験が行われる幼稚園もあり、その場合は選考券が必要
通園区域	あなたが住んでいる市区町村	要
その他	通園には保護者の送迎とお弁当が必要 費用等は市区町村によって異なるので、園にかかる料金は異なることがあります。 詳しくは、市区町村の教育委員会学務課へ問い合わせること	制限は特にない 市町村によっては入園料助成金、保育料保護者補助金、園庭整備費補助金等の補助金の支給がある。 私立幼稚園はそれぞれ特色ある教育方針を打ち出しているので、詳しいことは必ず各幼稚園に問い合わせることが大切

2-2 認定こども園

幼稚園の機能と保育所(園)の機能を併せ持ち、保護者が働いている、いないにかかわらず、幼稚園で受ける教育と保育所(園)での保育を一体的に受けられる施設です。また、子どもを育てているすべての家庭が、子育て相談などの支援を受けられます。

こども園には保育連携型、幼稚園型、保育所型、認可外施設型の4つのタイプがあり、それぞれに設備や運営方法が違うので、内容をよく確認することも必要です。

・認定こども園に直接申し込み。

・利用料金：各認定こども園が定める料金。保育所の利用料金は保護者の所得の状況などに応じて決まる。

・補助制度：幼稚園には園庭整備費補助金などの制度がある。

この制度を利用する場合は各都道府県の健康福祉部などに問い合わせてください。

3 小学校・中学校

日本では小学校(6年間)と中学校(3年間)は義務教育です。学校生活には日本ならではの習慣や行事、規則などがあります。それらをよく理解して、子どもたちが安心して楽しい学校生活を送れるようにしましょう。

3-1 就学年齢

就学年齢とは学校に入学するのに適した年齢のことです。小学校は満6歳、中学校は満12歳に達した子どもたちです。日本の学校では年齢によって学年が決められます。外国人の子どもの場合も原則として年齢相当の学年で編入されます。

3-2 費用

国・公立の場合

小学校の入学金、授業料、教科書代は無料ですが、教科書以外の教材費、学用品、給食費、遠足代、制服代などは自己負担となります。

私立の場合

入学金、授業料などは自己負担となります。

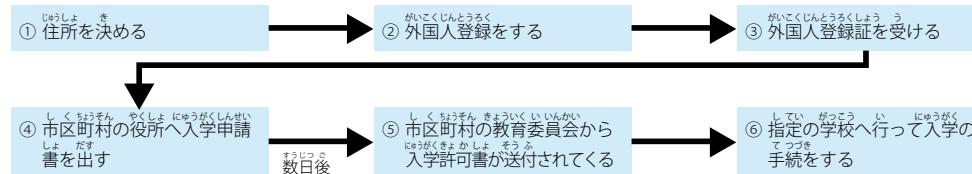
3-3 入学の手続

公立の小学校や中学校に子どもを入学させたいときは、あなたが住んでいる市区町村の役所または教育委員会へ行き、日本の学校への入学を希望する意志があることを伝えようと、「入学申請書」を渡されますので、必要事項を記入して提出してください。申請には子どもと保護者それぞれの外国人登録証明書が必要です。手続はいつも受け付けています。インターナショナルスクールや国立・私立の小学校や中学校に入学させたいときは、その学校に直接申し込んでください。

※外国人登録をしていて、次の年に小学校へ入学する年齢の子どものいる保護者へは入学案内書が送られてきます。案内書には入学する学校や就学のための健康診断（就学前健康診断）の日にちが書かれています。

※入学案内書がこない場合もあるので、子どもが6歳に近づいたら、早めに市区町村の役所が教育委員会に問い合わせましょう。

入学の手続



3-4 編入（途中入学）の手続

公立の小学校や中学校に編入したいと希望する場合は、お住まいの市区町村の役所で編入手続をしてください。その後、指定された日に、指定された学校へ就学することになります。原則として就学年齢相当の学年に編入しますが、日本語の能力などの事情から一時的に下の学年で勉強することもできますから、不安なときは市区町村の教育委員会か学校の先生に相談してみましょう。

また、インターナショナルスクールや国立・私立学校を希望する場合は、希望の学校へ直接問い合わせてください。

3-5 学校生活（子どもの日本語がまだ不十分な場合）

授業は日本語で行われます。そこで、多くの小学校や中学校では、日本語が不自由な子どもに対して日本語の指導を行っています。子どもたちが早く日本語の生活に慣れるように、日本語指導や生活のアドバイスを行っていますから、言葉に不安を感じたら、まず、学校の先生に相談しましょう。

4 外国人学校

日本には英語や中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語などで授業が受けられる外国人学校があります。外国人学校の多くは、日本の学校教育法という法律で「某校」という扱いになり、日本の大学によっては、外国人学校を卒業した人の受験が認められないことがあります。

しかし、外国人学校によっては卒業すると日本の大学や大学院へ入学する資格が得られる場合もありますから、それぞれの外国人学校に問い合わせてみましょう。

VII 日本語教育

多言語生活情報「日本語教育」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/k/index.html>

注意！ 新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。

1 日本語教育

1-1 日本語学校

正規の学生として日本語を勉強するなら、留学ビザを取得して日本へ入国することになります。このビザを取得するためには財団法人日本語教育振興協会に認定された日本語学校に入学することが必要です。日本語学校を探すには在外日本公館などで「日本語教育機関要覧」（日本語、英語、中国語、韓国語）などの資料を基に、志望校の入学案内などを取り寄せ、入学手続きをすることが必要です。入学手続が済めば、日本語学校の職員が代理で留学ビザの在留資格認定証明書を申請することができます。

・財団法人日本語教育振興協会ホームページ <http://www.nisshinkyo.org/>

1-2 日本語教室や講座

市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。子どものための日本語教室、子どもと両親のための日本語教室、大人のための日本語教室などさまざまなコースが、地域のコミュニティーセンターや市民会館、空き教室などで開かれています。また、夜間中学校で授業を行っているところもあります。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役所へ問い合わせてください。

なお、都道府県及び仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、北九州市の国際交流協会が行っている日本語の教室や講座の一覧は次のとおりです。

1-3 日本語教育・講座一覧

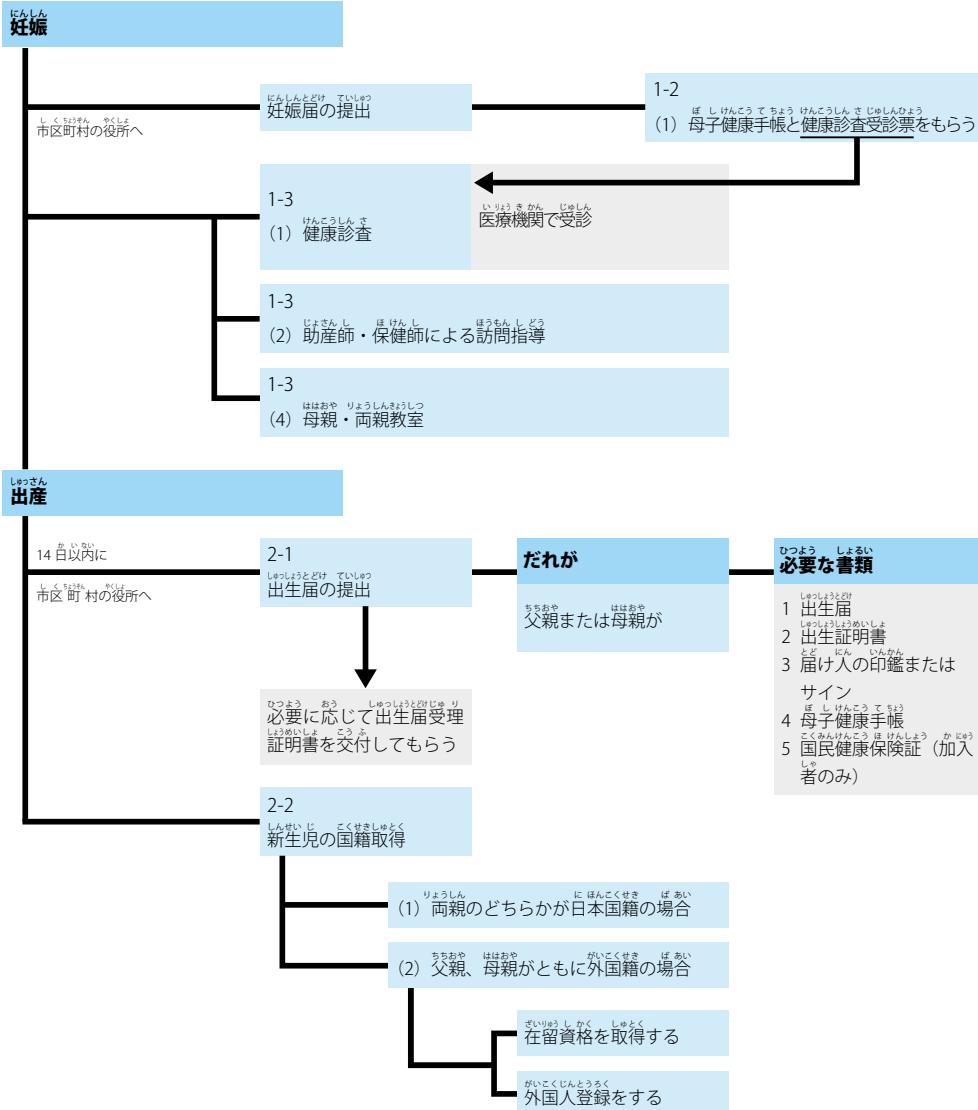
URL: <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/k/01-3.html>

VII 妊娠・出産

多言語生活情報「出産・育児」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/h/index.html>

注意！ あたら さいりゅうかんりせいで がいこくじゅうみんじゅうみんほんかいじょせいど 新しい在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

妊娠から出産まで



出産・育児は、人生一大イベントです。ここでは妊娠して実際に産み育てるまでの、必要な手続や子育てを支えるサービスについてお伝えします。

1 妊娠

妊娠・出産するということは生まれてくる子どもに対して、大きな責任を持つということです。夫婦のためにも、生まれてくる赤ちゃんのためにも、できるだけ理想的な環境の中で妊娠・出産することが望されます。妊娠がわかつたら、すぐに市町村の役所へ妊娠届を提出しましょう。

日本では妊娠すると「母子健康手帳」が発行され、妊娠・出産・育児に関する知識や技術などを教えてくれる教室も開かれています。

1-1 妊娠したとき

妊娠したときは、母親になる人が居住している市町村の役所へ、妊娠届を提出します。提出先は、市町村により違いますので、詳しくは、各市町村の役所へお問い合わせください。妊娠届を提出すると、「母子健康手帳」がもらえます。

1-2 母子健康手帳

(1) 母子健康手帳とは

お母さんやお子さんの健康診査結果や、お子さんの成長について記録したり、健康診査や予防接種など、いろいろな保健サービスを案内するためにつくられたものです。

母子健康手帳は、第1ページ目には「出生届済証明」欄があります。その他の主な内容は次の通りです。

●母親の健康状態に関すること

- 妊娠中の栄養のとり方
- 妊娠中の健康診査記録
- 出産の状態と産後の経過
- 妊娠中と出産後の体重変動の記録
- 母親(両親)学級の受講記録など

(2) 日本語以外の母子健康手帳

英語、中国語、韓国語・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、インドネシア語、タガログ語など、日本語以外の母子健康手帳を用意している役所もあります。妊娠届を提出する際におたずねください。また、(株)母子保健事業団でも有料販売しています。

取り扱い団体	住所	電話番号・URL	言語
（株）母子保健事業団	東京都文京区湯島1-6-8	電話：03-4334-1188 URL： http://www.mcfh.co.jp/	日本語→英語、ポルトガル語、タガログ語、中国語、韓国語、ハングル、タイ語、インドネシア語、スペイン語(2言語併記)

(3) そのほか

日本語、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語の8言語で「妊娠から育児まで～日本で安心して出産するために」が発行されています。1冊1,575円（送料別）で、ビデオの別売（英語版のみDVD）もあります。詳しくは特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センターへお問い合わせください。

問合先	住所	電話番号・URL
特定非営利活動法人 AMDA国際医療情報センター東京	〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町郵便局留	電話：03-5285-8088 URL： http://amda-imic.com/
特定非営利活動法人 AMDA国際医療情報センター関西	〒552-0021 大阪府大阪市港区大阪築港郵便局留	電話：06-4395-0555

1-3 妊婦の健康診査・保健指導

(1) 妊婦の健康診査

妊娠中は、栄養と休息を十分にとり、定期的な健康診査も忘れないで受けましょう。
お住まいの地域により、数回分の健康診査を無料または割引で受診することができます。母子健康手帳をもらうときに、一緒に健康診査の受診票がもらえます。

(2) 助産師・保健師による訪問指導

各市区町村では、助産師や保健師をご家庭に派遣して、妊娠中の過ごし方、出産の準備などについて、それぞれの状況に応じた方法で指導を行っています。詳しくはお住まいの市区町村の役所にお問い合わせください。
この訪問指導は無料で、本人からの申し込みや、医師の紹介によっても行います。

(3) 助産施設

経済的理由で実費での分娩が困難な場合、公費にて指定された助産施設に入所して出産することができます。出産までに届け出している必要があります。

(4) 母親・両親教室

各市区町村では、妊娠、出産や育児に関しての日常的な知識や技術を内容とした教室を開催しています。
参加できるのは妊娠した方とその家族です。参加は無料です。

2 出生届と国籍の取得

子どもが生まれたら、医師や助産師に「出生証明書」を作ってもらいます。そして、父母が外国人であっても子どもが日本で生まれた場合は、戸籍法に基づく「出生届」が必要です。また、子どもが日本国籍を有しない場合は、外国人登録法に基づく「新規登録」(P15の「外国人登録1-2 子どもが生まれたとき 参照)、出入国管理及び難民認定法に基づく「在留資格の取得」(P11の「在留資格2-8 在留資格の取得 参照)などの申請が必要となります。

2-1 出生届

日本で子どもが生まれたら、戸籍法は属地的効力として日本国内の外国人にも適用されますので、国籍に関係なく生まれた日を含めて14日以内に市区町村の役所に出生届を提出します。それまでに子どもの名前を決め、必要な書類をそろえておきましょう。

必要な書類

- 1 出生届（市区町村の役所、または病院に備えています）
- 2 出生証明書（出産したときに出生届書に医師または助産師の証明を受けたもの）
- 3 届け出人の印鑑（印鑑がない場合は本人のサインでもよい）
- 4 母子健康手帳
- 5 国民健康保険証（加入者のみ）

提出先／問合先

生まれた場所、または届け出人が住んでいる市区町村の役所

いつまで

出生した日を含めて14日以内

届け出人

父親または母親

2-2 新生児の国籍取得

国籍は子どもの将来にとって大変重要なことです。どの国の国籍を取るにしても必ず必要な手続をとりましょう。子どもが生まれる前に、各大使館や市区町村の役所の戸籍係、法務局などでよく相談し、必要な書類を確認しておきましょう。

(1) 両親のどちらかが日本国籍の場合

父親、母親どちらかが日本人で、法的に結婚している場合は、生まれてくる子どもは日本国籍を取得できます。けれども、子の国籍は出生と同時に定まるので、父親による胎児認知がない限り、子どもの日本国籍は取得できません。もう一方の親の外国籍の取得については、両親ともに外国籍の場合と同じ手続が必要となります。詳しくは駐日大使館または領事館に確認をしましょう。

(2) 父親・母親がともに日本国籍の場合

父親と母親がともに日本国籍の場合は日本で出産しても日本国籍を取得することはできません。両親のそれぞれの法律に従って国籍を取得します。各国で取り扱いが違うので、手続の方法や必要書類は、駐日大使館または領事館に確認をしましょう。

親の国籍

両親のどちらかが日本人で婚姻

両親とともに外国籍

子どもの国籍

日本国籍

外国籍

手続方法

- 1 出生届を居住地の市区町村の役所に提出
- 2 もう一方の親の外国籍の取得は駐日大使館または領事館に問い合わせ

両親それぞれの国の駐日大使館または領事館に問い合わせ

2-3 認知について

認知とは、法的に結婚していない父母から生まれた子どもと父親との間に、法律的な親子関係を成立させることです。戸籍法に基づき、認知をしようとする方は市区町村の役所への届出が必要です。詳しくは市区町村の役所へお問い合わせください。

2-4 国籍選択

子どもが日本以外の国籍も取得する場合は、日本への出生届を提出するときに「国籍保留」の届出を提出します。日本の法律では日本国籍と外国籍の二つの国籍を持つこと（二重国籍）は認められませんので、22歳に達するまでにどちらか一方の国籍を選択する必要があります。

X 運転免許

多言語生活情報「交通」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/n/index.html>

注意!

新規在留管理制度および外国人住民の住民基本台帳制度のスタートにより、今後関連する項目に変更が見込まれます。(2012年7月9日スタート予定)

日本で車を運転したい

日本で運転できる外国の運転免許をもっている

2

(1) 国際運転免許証

(ジュネーブ条約締結国発給)

国際運転免許証を持っている人は、下記の期間であれば日本国内で車の運転ができる
期間：日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のいずれかの短い期間。ただし、外国人登録の登録を受けている人が入国してから1年間は運転ができる（運転中はパスポートを所持していかなければならない）
当該出国の日から3カ月に満たない期間内に再び本邦に上陸した場合を除く

2

(3) 外国運転免許証

（ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、台湾、イタリアの国内免許証）

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付されれば、入国してから1年間は運転ができる（運転中はパスポートを所持していかなければならない）



3

日本の運転免許に切り替える

① 切替申請をする

② 適性検査を受ける

③ 学科試験を受ける

④ 技能試験を受ける

（オーストラリア、韓国などの23カ国と1地域の免許証の場合は、③学科試験と④技能試験は免除）

2

(2) 国際運転免許証を更新するには

発給国で新たに取得。ただし、日本を出国してから3カ月以上外国に滞在しなければならない

1 日本で車を運転するには

あなたが日本で自動車やバイクを運転するときには運転免許が必要です。また、運転免許証は、運転するときには必ず携帯していかなければなりません。日本で運転できる免許証は次の通りです。

日本で運転できる免許証

① 日本で取得した運転免許証

② ジュネーブ条約締結国発給の国際運転免許証

③ 外国運転免許証（ドイツ、スイス、フランス、ベルギー、台湾、イタリアの国内免許証）

2 國際運転免許証と外国運転免許証

（1）国際運転免許証

ジュネーブ条約を締結している国が発給した国際運転免許証を持っている人は、次の期間、日本国内で車の運転ができます。

国際運転免許証で運転できる期間

日本に上陸した日から1年間または国際免許証の有効期間のいずれかの短い期間です。ただし、「外国人登録証の登録を受けている者が再入国許可を受けて出國し、当該出国の日から3カ月以内に再び本邦に上陸した場合を除く」とされています。つまり、このような場合、起算日は最初に日本に上陸した日となります。

（2）国際運転免許証の更新

国際免許証は条約に基づき、各国がそれぞれ発給しているものであり、外国の国際免許証を日本で更新することはできません。

国際運転免許証の有効期限が過ぎたときは、発給国で新たに取得する必要があります。

もし、あなたが1年以上日本に滞在するならば、日本の免許証を取得しましょう。

（3）外国運転免許証

ドイツ、フランス、スイス、ベルギー、台湾、イタリアの運転免許証については、日本語の翻訳文が添付されていれば、入国してから1年間は運転することができます。日本語の翻訳文は国際運転免許証を発給した機関か、日本にある大使館、領事館または日本自動車連盟（JAF）で翻訳されたものに限られます。

また、運転するときはこれらの書類とともにパスポートを所持しなければなりません。

3 日本の免許への切替

(1) 母国の運転免許を持っている人が日本の運転免許に切り替える

あなたが現在、取得している他の国（日本を除く）の運転免許証が有効であり、取得した日から3カ月以上、その国に滞在したこと（証明すれば、母国の運転免許証をもとに日本の運転免許に切り替えることができます。そのためには、あなたが住んでいる都道府県警察の運転免許センター、運転免許試験場などで行われる試験（学科と技能の確認問題）を受けなければなりません。

(2) 日本の運転免許への切替手続の流れ

1 切替申請をする

2 適性検査を受ける

3 学科試験（交通規則の確認など）を受ける

4 技能試験（運転技能の確認）を受ける

日本の運転免許を取得する

※ 日本語が話せない方や書けない方は通訳が必要です。

※ フランス、ドイツ、スイス、イタリア、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、イギリス、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、オーストリア、オーストラリア、ニュージーランド、韓国、カナダ、チェコ、台湾の23カ国と1地域（2011年12月現在）の免許証の場合は、左記の③学科試験と④技能試験が免除されます。

必要な書類	提出先	手数料
1 運転免許申請書（試験場にあります）		
2 写真1枚（たて3cm×よこ2.4cm、6カ月以内に撮影したもの）		
3 外国人登録原票記載事項証明書と外国人登録証明書		
4 母国（外国）の運転免許証（交付日の入っていないものは、交付日を証明できるもの）	居住地の運転免許センター	申請料、交付手数料などで、5,000円程度が必要です。 ただし、手数料は申請する免許の種類により異なりますので、詳細は居住地の運転免許センターにお問い合わせください。
5 免許証の公的的な日本語翻訳文（外国の行政庁、領事機関、またはJAFが発行したものに限る）		
6 パスポート（出入国登録のあるもの）		

国によっては上記の他に必要な書類があります。詳細は居住地の運転免許センターにお問い合わせください。

X 緊急・災害（地震）時

多言語生活情報「緊急・災害時」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/p/index.html>

1 緊急時

緊急・火事や交通事故、盗難などの犯罪にあった場合は、あわてずに立ち止めてSOSを発しましょう。ここでは、緊急時の連絡先と対処方法について説明します。

(1) 緊急ダイヤル

緊急電話は、次の4つの場合に応じてそれぞれ番号が決められています。いずれも24時間受付となっています。

緊急ダイヤル

救急



119 番（消防）

急救受けがなど
救急車を必要とする場合

火事



119 番（消防）

交通事故



110 番（警察）

交通事故



110 番（警察）

あくまで、緊急用の番号です。相談や問い合わせのためにダイヤルしないでください。救急車は無料となっていますが、マイカーやタクシーで運べるぐらいの軽い病気やけがの場合は、利用できません。

(2) 対応電話

固定電話、公衆電話、携帯電話、PHSのいずれからも119番、110番にかけられます。

固定電話、公衆電話からは、住所を伝えなくても発信地の住所が自動的に分かれます。

【公衆電話からのかけ方】

公衆電話の「緊急用通報ボタン」を押すと、硬貨やカードは不要です。受話器を上げて、赤い「緊急用通報ボタン」を押してから、「119」「110」をダイヤルします。

2 自然災害（地震）時

日本は世界でも有数の地震の多い国です。また、地震にともない津波が発生することがあります。

(1) 地震の揺れの大きさ

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、現在 10 段階あります。数字が大きいほど強い揺れとなります。

震度階級	揺れの程度	震度階級	揺れの程度
0	人は揺れを感じない。	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。家具が移動することがある。
1	屋内にいる人の一部がわずかに揺れを感じる。	5強	多くの人が行動に支障を感じる。タンスなどが倒れることがある。
2	寝ている人の一部が目を覚ます。電灯などの吊り下げものがわずかに揺れる。	6弱	立っていることが困難になる。固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。棚の食器が音を立てることがある。	6強	這わないで動くことができない。多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
4	寝ている人のほとんどが目を覚ます。電灯は揺れ、棚の食器は大きく音を立てる。	7	じぶんの意志で行動できない。ほとんどの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。

また、大きな地震（本震）の後、何度も揺れが起ります。これを「余震」といい、まれに本震の揺れと同程度揺れたり、何度も揺れたりすることがあるので、警戒が必要です。

(2) 地震が発生したとき（行動マニュアル）

発生時の状況	行動マニュアル
おくらい 屋内	<ul style="list-style-type: none"> ①ぐらっときたら、机の下にもぐるなどして、まず身の安全を図る。 ②揺れがおさまったら、すばやく火を始末。 ③戸口を開けて出るの確保。 ④外出するときは落下物や倒壊物に注意して、あわてずに行動する。 ⑤徒歩で避難場所へ移動。 ⑥近くの人と協力してできること（応急救護）をする、できるだけラジオなどで最新の情報を入手する。
エレベーターの中	<ul style="list-style-type: none"> ①全部の階のボタンを押してみる。 ②止まつたところで降りられないか試す。 (自動着床装置がついているれば、最寄りの階に止まるようになっている)。 ③電気が止まってドアが開かない場合は、「非常用連絡ボタン」を押し続けて、連絡を待つ。
おくらい 屋外	<ul style="list-style-type: none"> ①看板などの落下物やブロック塀などが倒れてくる危険性もあるので注意。 ②上下左右を確認し、近くの最も安全と判断できる場所で身を守る。
くるまを運転中	<ul style="list-style-type: none"> ①ハンドルをしっかりと握って徐々にスピードを落として停車させる。 ②救急車や消防車などの緊急車両が通れるよう、道路の中央はあけておく。 ③キーはつけたまま、ドアロックはせずに、徒歩で避難する。
でんしゃで電車などの車内	<ul style="list-style-type: none"> ①つり革や手すりに両手でしっかりとつかまる。 ②電車が線路の途中で止まつても、非常コックを開けて勝手に車外へ出たり、窓から飛び降りたりしない。 ③運転士や乗務員の指示に従う。

(3) 地震の二次被害に備える

地震の二次被害としてもっと多いのが、火災です。火災を防ぐためには、すばやく火の始末をすることが大切です。大きな揺れがおさまたら、使用中のガス器具、ストーブなどをすばやく消火しましょう。ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜きましょう。避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難します。万が一火災したら、隣近所に声をかけ、協力しあって初期消火にとめましょう。

また、地震のあとは津波が発生することがあります。津波は、ラジオやテレビの情報よりも早くやって来ることがありますので、揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで高台など安全な場所へ避難しましょう。また、津波は2回、3回と繰り返し襲ってきます。津波がきたら1回目で安心せず、警報や注意報が解除されるまで、海岸付近には近づかないでください。

XI 生活のルール

多言語生活情報「その他の日常生活」URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/o/index.html>

1 日本の祝日

日本には国で定められた祝日が15日あります。学校や官公庁、ほとんどの会社が休日になりますが、商店街やデパートは日曜日と同じように開いています。

国民の祝日

1月 1日	元日	年のはじめを祝う
1月の第2月曜日	成人の日	おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ます
2月 11日	建国記念日	建国をしおび、國を愛する心を養う
3月 20日頃 (年によってかわる)	春分の日	自然をたたえ、生物をいつくしむ
4月 29日	昭和の日	激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、國の将来に思いをいたす
5月 3日	憲法記念日	日本国憲法の施行を記念し、國の成長を期する
5月 4日	みどりの日	自然に親しむとともにその恩恵に感謝し、豊かな心をはぐくむ
5月 5日	こどもの日	子どもの人格を重んじ、子どもの幸福をはかるとともに、母に感謝する
7月の第3月曜日	海の日	海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う
9月の第3月曜日	敬老の日	多年にわたり社会につくしてきた老人を敬愛し、長寿を祝う
9月 23日頃 (年によってかわる)	秋分の日	祖先を敬い、亡くなった人々をしのぶ
10月の第2月曜日	体育の日	スポーツに親しみ、健康な心身を培う
11月 3日	文化の日	自由と平和を愛し、文化をすすめる
11月 23日	勤労感謝の日	勤労を尊び、生産を祝い、国民たがいに感謝しあう
12月 23日	天皇誕生日	天皇の誕生日を祝う

2 ゴミの出し方

(1) ゴミの出し方の基本ルール、収集日

家庭のゴミは、市区町村の単位で回収していますが、決められた日に、決められた方法で出さなければなりません。まずは市区町村の役所などでゴミの出し方に関するパンフレットをもらい、収集する場所、曜日、時間やゴミの分別など出し方について確認しておきましょう。また、集合住宅については、管理事務所に問い合わせましょう。

(2) ゴミの分別

地域によって分別の仕方は違いますが、大きく分けて「燃えるゴミ」「燃えないゴミ」「粗大ゴミ」の最低3種類があります。おおよその分け方は次の通りです。

燃えるゴミ	台所などから出る生ゴミ、紙類、木くず、衣類(地域によっては資源ゴミ扱いのところもあります)	
燃えないゴミ	金属類、ガラス類、陶器、小型家電製品、プラスチック、ゴム製品など	
粗大ゴミ	家庭で不用となったゴミで、大きさがおおむね30cm角を超える家具、寝具、電化製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を除く)、自転車など	
資源ゴミ	缶、瓶、ペットボトル、紙パック、新聞紙などをリサイクル資源として別途収集している地域もあります ※ 分別について詳しく書かれたパンフレットを市区町村の役所で手に入れ、居住地のゴミ分別を心がけてください	

[注] 地域によって「燃えるゴミ・燃えないゴミ」、「燃えるゴミ・燃やせるゴミ・燃やせないゴミ」といろいろな表現が使われます。

燃やすと有毒ガスが発生したり、焼却炉が壊れるくらいの高温になる物が一般的には「不燃ゴミ」と考えられていました。

しかし最近は、ゴミの分別について、それぞれの地域で異なってきていますので注意しましょう。

実際に燃えるゴミでも、ゴミの処理方法や地域のルール上、「燃えないゴミ」に分別しなければならないところもあります。

ゴミについては、物理的に燃えるのか燃えないのかというより、それぞれの地域のルールとして燃やせるのか燃やせないのか、資源ゴミなのかという観点で分けられています。

XII 相談

た げん ご せいかつじょうほう そうだん
多言語生活情報「相談」 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/q/index.html>

日本で生活する上で、不安なときや何か問題が起こったときは、ひとりで悩まずに早めに、知り合いの日本人や日本語ができる友人、もしくはあなたが住む地域の各種相談機関などに相談しましょう。

1 法律や制度などの分野別相談窓口（市区町村などの役所）

法律や制度に関する相談は、内容ごとにそれぞれの編で紹介した各市区町村などの役所に設けられている担当窓口へ行ってください。日本語がよくわからない人は、日本語ができる人に一緒に行つてもらうようにしましょう。地域によっては、窓口で通訳サービスを行っているところもあります。通訳サービスは曜日や時間が限られている場合が多いので、事前に確認しておきましょう。

2 言語別相談窓口

都道府県や市区町村、あるいは国際交流協会においては、時間を区切って言語別の相談窓口を特別に設けているところがあります。
言語別相談窓口（下記 URL 参照）もありますので、お近くの相談窓口を積極的に利用しましょう。
言語別相談窓口一覧 URL <http://www.clair.or.jp/tagengorev/ja/q/02.html>

3 一般的な相談窓口（国際交流協会）

個別の制度や法律に関する相談でない場合や言語別の相談窓口がお近くにない場合などにおいて、日常生活全般について不安や悩みごとがある場合は、とりあえず各地域の国際交流協会にお気軽に相談しましょう。なお、法律やビザなどの専門家による無料の相談会を行っている国際交流協会もありますので、積極的に活用しましょう。

4 その他の相談機関

犯罪や防犯に関する相談については、お近くの交番や警察署の総合相談電話で対応しています。また、外国人に対する支援を行っている各 NPO や NGO でも、無料で相談できるところがあります。さらに、法的なトラブルが生じた場合の相談機関として「法テラス」（独立行政法人日本司法支援センター）があります。各地域の国際交流協会で聞いてみましょう。

この冊子は、財団法人自治体国際化協会が、平成19年3月に作成し、平成22年3月に改訂したものです。



オリエンテーションガイドブック

[日本語版]

財団法人 自治体国際化協会
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7相互半蔵門ビル6・7階
TEL 03-5213-1725 FAX 03-5213-1742

<http://www.clair.or.jp/tagengo/index.html>

2012.3